

(仮称)鎮魂の森 基本計画

平成30年8月

大槌町

—目次—

| | |
|--|----|
| ■はじめに | 1 |
| 1. 名称 | 2 |
| 2. 計画地 | 2 |
| (1) 位置 | 2 |
| (2) 区域 | 3 |
| 3. これまでの検討経緯と今後の事業化計画 | 4 |
| 4. 基本理念 | 5 |
| (1) 大槌の過去の津波による被害 | 5 |
| (2) 東日本大震災の被害状況 | 5 |
| (3) 鎮魂の森の整備目的 | 6 |
| 5. 基本方針 | 7 |
| (1) 基本方針 | 7 |
| (2) 市街地や周辺施設との関係 | 8 |
| (3) 利用者の安全 | 9 |
| 6. 空間構成計画 | 10 |
| (1) 鎮魂の森全体の考え方 | 10 |
| (2) 空間ゾーニング | 10 |
| (3) ゾーン別の空間イメージ | 12 |
| (4) その他の施設等 | 20 |
| 7. 事業活動計画 | 25 |
| (1) 震災関連行事（式典など） | 25 |
| (2) その他イベント | 25 |
| (3) 日常的な活用 | 25 |
| 8. 管理運営方針 | 26 |
| (1) 基本的な管理運営 | 26 |
| (2) 様々な主体の協働による管理運営 | 26 |
| (3) 植樹（森）の保育管理 | 26 |
| 9. 今後の検討課題 | 26 |
| —参考資料— | |
| 【参考資料①】 鎮魂の森基本計画 検討経過 | 27 |
| 【参考資料②】 震災津波伝承事業の基本的考え | 28 |
| 【参考資料③】 鎮魂の森（仮称）基本計画検討委員会設置要綱・委員名簿 | 32 |
| 【参考資料④】 学校・町民を対象としたワークショップ・意見交換会での意見（概要） | 34 |
| 【参考資料⑤】 計画地の敷地分析 | 46 |

～はじめに～

“津波は必ずやってくる、地震がきたらすぐに逃げろ”

大槌町で語り伝えられてきた言葉です。しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、未曾有の被害をもたらしました。

二度とこのような悲惨な被害に見舞われないため、津波について学び、将来の町民に“防災文化”として承継していくことは、私たちの使命であると考えます。

また、東日本大震災からの復旧・復興は、国内外から多大な御支援をいただきながら、がれき撤去に始まり、計画、造成を経て、まちづくりの段階まで漕ぎ着けたところです。私たちは、町民が一丸となって復興のために力の限り努力し続けたこと、多くの温かく力強い御支援をいただいたことをいつまでも忘れることなく、子々孫々に伝え続けていきたいと願っています。

鎮魂の森は、こうした願いから、町全体の「追悼・鎮魂」の場とするとともに、町民が日常的に集い、憩い、交流の場として永く親しみながら、森を育てていくことを通じて、「被害と教訓」、「復興への思い・感謝」と「希望」を将来世代にメッセージとして伝え続けていくことができるような場として整備することとしました。

そのため、鎮魂の森は、東日本大震災の犠牲となった方々を追悼し、その魂の安らかなることを祈り、その祈る姿を次の世代に見せていくことにより、この場所に集う子供たちが自然に学んでいける場とします。また、大槌の子供たちが健やかに成長し、津波をはじめとする自然災害を乗り越えていく姿を犠牲となった方々に見守っていただくことができるような場とします。

こうした日常を重ねていくことができるよう、追悼の場と復興の広場は、相互に開かれた空間としています。

また、こうした日常が、町民の心の復興、そして将来の希望へと繋がっていくものと信じています。

平成30年8月 大槌町

1.名 称

「鎮魂の森」は、「追悼・鎮魂の祈りの場となる森」という意味を含めた仮称です。名称については、今後計画が進み、この場所の性格が定まった後に正式名称を決定することとします。

なお、本基本計画では、以下暫定的に「鎮魂の森」と表記します。

2.計画地

(1) 位 置

鎮魂の森は、町の中心部である町方地区内に位置します。計画区域は、以下に掲げるように、自然や歴史、東日本大震災による被害やその後の復興など、様々な面で町を象徴するような場所といえます。

<地理的な位置>

大槌湾に面し、町の地形的な骨格をなし、町全体を潤す大槌川、小槌川が海へと注ぎ込む場所に位置します。

<震災による被災>

地震による地盤沈下や津波、津波による浸食などによって、町内でも特に大きく被災した場所の1つといえます。

<よみがえった自然>

この場所は、昭和30年代までは干潟や松原などが広がる、自然豊かな場所でした。

震災によって著しく被災した一方で、かつて町民の生活を支えた湧水（自噴井）が残り、貴重な自然環境がよみがえった場所でもあります。

<震災からの復興>

付近では地盤のかさ上げによる市街地の再建をはじめ、防潮堤や河口水門、鉄道、道路など、様々な復旧・復興事業が進められています。

<町を代表する眺め>

計画区域は、大槌を一望する景勝地として親しまれる城山（大槌城址・城山公園）と、「ひょうたん島」として全国的に知られる大槌湾に浮かぶ蓬莱島を結ぶ線上に位置し、復旧した防潮堤からは、その両方を望むことができるようになります。



図2-1 「鎮魂の森」の位置

(2) 区 域

計画区域は、かさ上げされた市街地に接し、周囲を防潮堤、町道、JR山田線、大槌川に囲まれた箇所に位置し、面積は約2haとなります。隣接する西側の区域では、平行して郷土財活用エリア（震災後に見られるようになったイトヨや希少植物の保全区域）の整備が検討されています。



図2-2 「鎮魂の森」の計画区域

大槌湾上空より（平成28年6月撮影）→



←城山公園(本丸)より
(平成29年12月撮影)

写真2-1 「鎮魂の森」の計画区域

3.これまでの検討経緯と今後の事業化計画

基本計画策定に至る経緯と、供用開始に向けた今後の事業化の計画は以下の通りです（今後の計画については、関連する復旧・復興事業の進捗状況や、予算確保の状況等によって変更となる場合があります）。

| | |
|------------|---|
| 平成23年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・町方地区への高さ14.5mの防潮堤建設の決定を受け、防潮堤の一部を覆土、植樹し、一帯を公園として整備する構想が立案 |
| 平成 24 年6月～ | <ul style="list-style-type: none"> ・鎮魂の森整備財源を寄附金でまかなうことを目指し、「災害の記憶を風化させない事業基金条例」を制定 →平成 30 年3月現在、約2億3千万円の寄附をいただく |
| 平成 26 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・「鎮魂の森」整備に向けた基礎的な調査検討の実施 |
| 平成 27 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・上記調査検討の成果を踏まえ、「鎮魂の森」基本構想の検討を開始 |
| 平成 28 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・町内の防災文化の承継の方針を定めた「大槌町震災津波伝承事業の基本的考え」を策定(H28.11 月) |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・「鎮魂の森」基本構想を策定(平成 29 年3月庁議決定) |
| 平成 29 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・「鎮魂の森」基本計画の検討(有識者委員会における審議) |
| | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・町民の意見を取り入れながら検討を進めるためのワークショップ、意見交換会等の開催（合計7回） →学校(大槌高校、大槌学園[小、中学部]、吉里吉里学園[小、中学部]) (計5回) 一般町民向け説明会・意見交換会 (計2回) </div> |
| 平成 30 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントを経て、基本計画策定 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・追悼の場のあり方等に関する詳細検討 |
| 平成 31 年度～ | <ul style="list-style-type: none"> ・基本設計(基本計画を踏まえた概ねの設計) ・実施設計(工事を行うための詳細な設計) ・整備工事 |

備考：経緯の詳細については、巻末に掲載の「参考資料」参照

「鎮魂の森」の検討経緯と今後の事業化計画

4.基本理念

鎮魂の森について、基本構想のほか、上位計画である「大槌町震災津波伝承事業の基本的考え」の内容や、津波被害の歴史、東日本大震災での被害等を踏まえ、基本理念を次のとおり定めます。

「大槌町内で東日本大震災の犠牲となった全ての方への追悼・鎮魂のために」
「これからの町民に伝え続けていくために」
「大槌町の被災に心を寄せ、復興を支援していただいた全ての方のために」

(1) 大槌の過去の津波による被害

大槌町は、繰り返し津波の被害に遭ってきた町であり、その度に復興を繰り返してきた町といえます。江戸時代以前は、海に近い現在の須賀町や栄町方面に人家がほとんど見られず、山に沿った通り沿いに人家が密集していましたが、それでも町が幾度となく津波被害を受けてきた記録が残されています。津波のみならず、大火や河川の氾濫による多大な被害も受けてきましたが、先人たちはその度に同じ場所に街を造り直してきたことが古文書や発掘調査等によって明らかになっています。

明治29年の三陸大津波では死者約600名、流失倒壊684戸という多大な被害が発生しました。これは、津波の原因となった地震の震度が小さかったことや、それに対して津波の波高が高かったこと等、様々な要因が重なった結果と考えられますが、この津波以降行政による詳しい記録が残されるようになり、また、石碑等による津波被害の伝承も試みられるようになりました。

明治の大津波から37年後の昭和8年には、昭和三陸大津波が発生しました。人口増加に伴い明治時代よりも海側に家屋が増加していましたが、津波による被害は死者約60名、流失倒壊483戸と減少し、死者は明治の約10分の1でした。午前2時31分という深夜に発生した地震にもかかわらず、明治よりも波高が低かったこと、明治と違い津波を引き起こした地震の揺れが大きかったこと、明治の津波の経験から多くの住民が避難したこと等が要因となって被害が減少したと考えられます。

その27年後の昭和35年には、南米チリを震源とする地震によりチリ地震津波が発生しました。当時はまだ遠地地震への認識不足があり、気象庁から津波警報が出されたのは津波が襲来した後のことでした。津波の襲来は早朝でしたが、大槌町では消防団員がいち早く海の異常に気づき、その報告を受けた当時の町長が町独自で警報を発令したため、30戸の流失倒壊したものの、死者行方不明者を出すことはありませんでした。町長が独自の警報を発令するに至った理由として、昭和8年の津波の経験が挙げられています。また、チリ地震津波以降、県により町内の沿岸地区に防潮堤が建設され始め、その防潮堤により東日本大震災までの間は大きな津波被害を受けることはありませんでした。

(2) 東日本大震災の被害状況

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、死者行方不明者1,285名、全・半壊4,167棟、一部損壊208棟という甚大な被害が発生しました。町の人口の約8%が犠牲になったことになり、総人口における犠牲者の割合も県内で一番高くなってしまいました。また、町民だけでなく職務等で来町していた町外の住民も10名以上犠牲となりました。人的被害や家屋への被害以外にも、産業被害は約217億円、公共施設被害が約579億円と各方面に甚大な被害が発生しました。

津波による浸水面積は、4平方キロメートルとなっており、住宅地・市街地を中心とする建物用地の面積の52%が被害を受けました。なお、建物用地における浸水面積の割合も当町が県内で

最大となっています。

この甚大な被害を受けた原因として、津波の高さが最大でT.P. +22.2mと規模が大きかったこと
もありますが、チリ地震津波から約50年間大きな津波被害を受けておらず、先人による伝承も風
化し、津波への油断が生じたことや、町の発展に伴って海側へ街が拡大していったことも一因と
推察されます。



↑ 平成23年6月撮影(国土地理院)



平成23年8月撮影 →

写真4-1 被災間もない頃の計画地付近の状況

(3) 鎮魂の森の整備目的

二度とこのような悲惨な被害に見舞われないために津波の記録を正確に残し、これを私たちが
学び、将来の町民に『防災文化』として承継していく必要があることから、当町ではハード事業
やソフト事業により複合的に『震災津波伝承事業』に取り組むこととしています。

「鎮魂の森」は、その一環として、町全体の追悼・鎮魂の場を整備するものです。

また、鎮魂の森は、震災の被害や教訓、復興への想いを伝承する場、支援への感謝を伝える場
として、町内外の人々が日常的に訪れることができる場となるよう整備します。

なお、国内外に向けて東日本大震災の教訓を伝承し続けていくということは、将来の大災害に
備えることの重要性を多くの方に認識させることに繋がるものであり、復興に向かう過程で受け
た多大な支援に対する感謝の意味も含め、取り組むものです。

5.基本方針

(1) 基本方針

基本理念の内容を具体的に実現するため、鎮魂の森の整備にあたり、その基本方針を次のとおり定めます。

- ① 犠牲者への追悼・鎮魂
- ② 震災による被害と教訓の伝承
- ③ 復興への想いの継承
- ④ 憩い・交流空間の形成

① 犠牲者への追悼・鎮魂

基本理念で述べたように、町では東日本大震災により甚大な被害を受けました。

毎年3月11日には町全体の追悼式典を開催しているほか、震災から7年以上が経過した現在でも地区ごとや個人で海や住居跡といった様々な場所で、多くの遺族や関係者が犠牲者の追悼・鎮魂を行っています。

犠牲者を思い、供養することが町民の心の復興につながることから、町全体の追悼の場となる鎮魂の森を整備し、追悼行事の際だけでなく日常的に犠牲者の追悼・鎮魂を行える場とします。

② 震災による被害と教訓の伝承

当町は過去に繰り返し津波の被害を受けており、先人はその脅威を後世に伝えようと石碑や記録を残し、現在の住民も津波についての教育を受けてきたはずでしたが、東日本大震災では甚大な被害を受けてしまいました。その原因としては、災害としての規模が大きかったことだけではなく、チリ地震津波以降大きな津波被害を受けなかったために、津波への油断が生じていたことは否定できません。

このことから、津波被害の伝承自体は行われていたものの、形骸化が進んだために、先人が意図したとおりの伝承ができていなかったものと考えられます。

東日本大震災のような悲劇を二度と繰り返さないためには、今回の震災による反省点や教訓、津波の脅威を正確に永く後世に伝えていかなければなりません。

今回の震災による被害については、メディアの発達により写真や映像が数多く残されており、伝承のための手段が明治、昭和に比べて増加しています。鎮魂の森は、それら伝承手段と併せて効果的に伝承を担っていきける場とします。

③ 復興への想いの継承

震災による被害と、そこから再び街を作り上げた復興への想いの伝承の手段のひとつとして、植樹等継続的に住民に参加してもらえる事業を実施することで、鎮魂の森を身近に感じ、当事者意識を醸成し、記憶の風化を防ぐ場とします。また、市街地の線路より山側がかさ上げされ、新たな街を形成していく中で、鎮魂の森を整備するエリアは大きくかさ上げすることなく、震災前の街の地盤高が残る場所となります。このことから、津波被害の甚大さとそこからの復興の様子を感じ取ることができる場とします。

④ 憩い・交流空間の形成

鎮魂の森を追悼・鎮魂のみならず、教訓の伝承、復興への想いの継承の場としていくためには、①から③までで述べた役割を持たせた上で、日常的に多くの人が集まり、それらに触れられる場とする必要があります。そのため、町民や来町者が鎮魂の森を訪れ、町民同士、さらには町民と来町者との交流が生まれるような場、特に次世代を担う若者や子供たちが日常的に慣れ親しんで利用できる場とします。

また、町民の心の復興のためには、震災によって町民が負った悲しみや労苦に対して、癒やしや楽しさをもたらすことのできる空間も求められます。この点を踏まえ、鎮魂の森には、老若男女を問わず様々な活動や学び、遊び、くつろぎ、さらには多くの人々が集うイベントなどにも気軽に、かつ多目的に利用できる、明るく開放的な広場を設けます。

(2) 市街地や周辺施設との関係

基本方針を具現化していくためには、鎮魂の森だけではなく、鎮魂の森に隣接して復興する市街地や周辺施設と連携して、地域の活性化や一体的なまちづくりを行うことが求められます。このため、中心市街地の整備計画や整備の進捗などを踏まえながら、主に次のような点に留意して相互のアクセス、施設等の機能の分担・連携、景観形成等を図ります。

① 相互のアクセス

公共交通機関を利用した来町者にとっての行動起点である大槌駅をはじめ、アーカイブ施設を備える大槌町文化交流センター、郷土財活用エリア、町のシンボルであり眺望地点でもある城山公園（大槌城址）、さらには蓬莱島など、町内の魅力ある地点、施設などを徒歩や自転車で巡るルートを形成し、その拠点のひとつとして鎮魂の森を位置づけます。

② 施設等の機能分担・連携

基本方針で掲げた「震災による被害と教訓の伝承」や「復興への想いの継承」を実現する上で不可欠な、映像を含む資料の閲覧等は、大槌町文化交流センターが中心となって担うこととし、鎮魂の森は、津波被害と復興の様子を感じ取ることができる場とします。

また、毎年3月の東日本大震災の追悼式典をはじめとする各種イベント、行祭事の開催において、鎮魂の森は、もっぱら「屋外でのイベント空間」としての機能を担うこととし、屋内でのイベントは、中央公民館、役場多目的会議室、大槌町文化交流センター等と適切に役割分担を図ります。

なお、鎮魂の森に整備する駐車場やトイレ等の便益施設は、整備後の維持管理を含めた費用対効果も考慮し、周辺の既存、あるいは今後整備される公共施設等に付帯するものを有効に活用することで、日常的な利用に必要な最小限の規模とします。

③ 景観形成

鎮魂の森には、適宜植樹帯を設けることで、防潮堤の整備による市街地からの景観的な圧迫感や違和感の軽減を図ります。

また、来町者の行動起点となり、駅舎に展望台が設けられる大槌駅や、町のシンボルとなる城山、蓬莱島等との相互の位置関係や眺望の関係性（眺めの軸線）を活かした空間形成に留意します。

(3) 利用者の安全

① 安全に対する基本的考え方

鎮魂の森は、大津波や高潮、河川氾濫発生時には浸水が想定される区域に位置します。このため、鎮魂の森の入口や駐車場等には、利用者に対して鎮魂の森が浸水のリスクがある場所に位置することを利用に先立ち認識させることを目的とした標識（サイン等）を設置します。

② 避難の基本的考え方

鎮魂の森利用者は、災害発生時には、町が指定する最寄りの緊急避難場所へ徒歩で避難することを原則とします。具体の避難経路については、利用者が最寄りの緊急避難場所に速やかに避難できるよう、今後の町の防災に関する計画等との整合を図りつつ、引き続き慎重に検討していきます。

避難が必要な状況が生じた場合は、町が設置する防災無線等を活用し、利用者に対して迅速かつ確実に情報を伝達します。また、避難にあたって、利用者が避難場所や避難経路を容易に認識できるよう、町内各所に設置する避難路、避難場所等の標識と共通の標識を設置します。

6.空間構成計画

(1) 鎮魂の森全体の考え方

基本理念に定める「追悼・鎮魂」、「伝承」、「感謝」については、個々に独立したものではなく、それぞれに相関性が強いものであることから、これらを複合的に取り組むことにより相乗効果が得られるものであると考えます。

そのため、基本方針に定める4項目ごとに個々の空間を形成するのではなく、相互が有機的な関係性を保ちながら、一体的な空間を形成するものとします。

以上の考えから、鎮魂の森全体としての空間構成の考え方は、次のとおりとなります。

大槌町内での東日本大震災の犠牲者に対する「追悼・鎮魂」の場であるとともに、町民が日常的に集い、憩い、交流の場として永く親しみながら、森を育てていくことを通じて、「被害と教訓」、「復興への想い・感謝」と「希望」を将来世代にメッセージとして伝え続けていく場とする

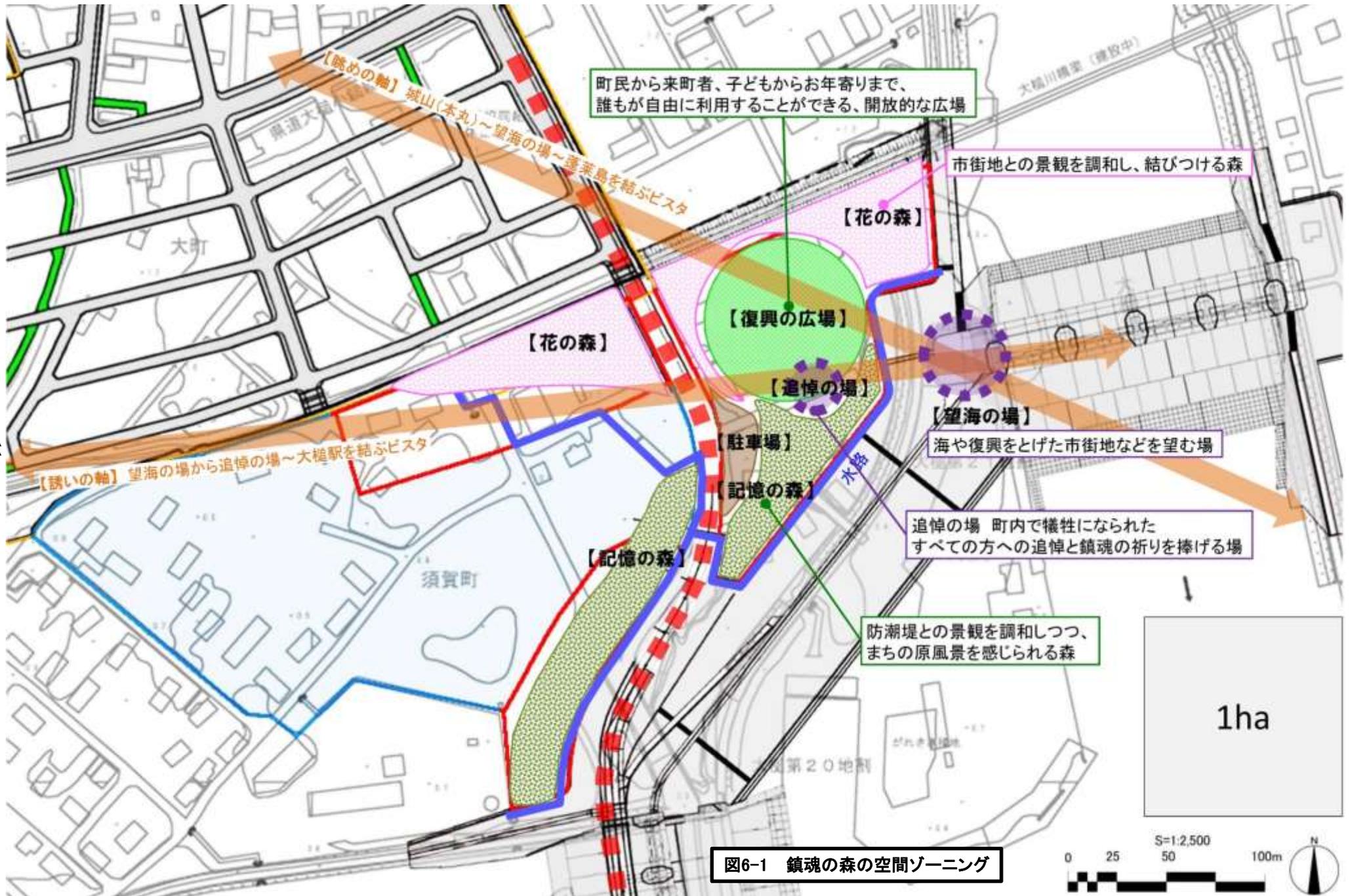
(2) 空間ゾーニング

前項で掲げた全体の考え方及び計画地の環境、さらには周辺の市街地、道路、防潮堤、郷土財活用エリア等の位置関係や機能等を総合的に勘案し、鎮魂の森を概ね次の機能を持った5つのゾーンに区分します（次ページ図6-1）。

| | |
|---------|---|
| ① 追悼の場 | 町内で犠牲になられたすべての方への追悼と鎮魂の祈りを捧げる場 |
| ② 復興の広場 | 町民から来町者、子どもからお年寄りまで、誰もが自由に利用することができる、開放的な広場 |
| ③ 花の森 | 市街地との景観を調和し、結びつける森 |
| ④ 記憶の森 | 防潮堤との景観を調和しつつ、まちの原風景を感じられる森 |
| ⑤ 望海の場 | 海や復興をとげた市街地を望む場 |

各ゾーンは、町を代表する眺めの場、眺めの対象である城山と蓬莱島を結ぶ「眺めの軸」、大槌駅に降り立った来町者を鎮魂の森へと誘うための「誘いの軸」、2つの大きな軸線を意識して配置します。

また、各ゾーンを結ぶ基本的な動線（園路）は、最短経路での避難やユニバーサルデザイン（車いす等での利用）にも配慮して、最適な配置とします。



(3) ゾーン別の空間イメージ

① 追悼の場

町内で犠牲になられたすべての方への追悼と鎮魂の祈りを捧げる場

三方を木々に囲まれた祈りを捧げやすい空間としつつ、背後には「② 復興の広場」とのつながりが感じられる空間とします。

祈りを捧げる場は、犠牲者の御霊に敬意を表すことができるよう、「② 復興の広場」よりも少し高い位置に設けることにより、訪れた人が落ち着いて祈りを捧げやすくなる場所とします。加えて、「② 復興の広場」から祈りを捧げる後ろ姿を見ることができると、広場で遊ぶ子供たちは普段から大人の祈る姿を目にすることとなり、自然と追悼と鎮魂の心を引き継いでいくことができるようにします。

震災前、この鎮魂の森を整備するエリアは、陸側から防潮堤を抜けて海側に出ることができたため、海の存在を身近に感じられる場所でした。しかし、防潮堤の復旧に伴い高さや仕様が大幅に変わるため、以前ほど海が近くにあることを感じにくくなると考えられます。このことから、祈りの場の一部をかき上げせず、付近に残された自噴井の湧水や、水路を通じて海から上がってくる海水が混じり合う水路状の空間を設けることで、海が近くにあることを実感でき、防災意識を育める場とすることも検討します。

祈りを捧げる場の中心には、献花台や何らかの祈りの対象となるようなものを設置することを想定します。ただし、具体的にどのような対象を設置するかについては、これまでも様々な意見が出されていることから、今後も町民の意見などを聞きながら、継続して検討していきます（参考①）。

また、犠牲になられた方々のお名前を刻んだ記名板など（お名前を記した書類等を含む。）の設置の有無については、鎮魂の森が町全体の追悼・鎮魂の場であることや、浸水の可能性のある場所に犠牲者のお名前を刻んだ銘板を設置することに対する遺族の心情への配慮が必要であることから、祈りの対象に係る検討と併せ、継続して検討していきます（参考②、③）。

<参考①> これまでに出了された「祈りの対象」に関する主なアイデアなど

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ○石碑 | ○木碑（定期的に更新し、記憶の風化を防ぐ） |
| ○記名板・刻銘碑 | ○献花台 |
| ○モニュメント | ○がれきを活用したモニュメント |
| ○鐘 | ○町とゆかりのある芸術家等の作品 |
| ○犠牲者の遺品等を安置するもの | ○触ったり動かしたりできるもの など |

備考：平成29年度開催の学校ワークショップ、町民意見交換会、検討委員会で出された意見等に基づく

<参考②> 祈りの対象となる碑などの考え方

| | | 犠牲者の記名 | |
|---------|----------------------|--|---|
| | | 記名あり | 記名なし (個人名は刻まない) |
| | | <p>人の目に触れる形 (お名前を碑などに刻む)</p> <p>○町民により親しまれやすくなる(個人への祈りに想いを込めやすくなる)</p> <p>○浸水区域内に犠牲者のお名前を残すことになる(遺族心理)</p> <p>○記名、名簿登載について、遺族の意向を確認する必要がある</p> <p>○記名の加除修正が可能な方法を検討する必要がある</p> | <p>人の目に触れない形 (名簿などを碑などの中に納める)</p> <p>○名簿の加除修正が容易</p> <p>○町民以外を含む誰でも気軽に祈りを捧げやすい対象となる</p> <p>○記名がある場合と比べて、犠牲者とのつながりが薄くなりがち</p> |
| 素材・構造など | 恒久的なもの (石・金属 など) | <p>○恒久的に残り、維持補修も容易</p> <p>○整備費が高い</p> <p>○一度設置したら更新が難しい</p> | |
| | 更新を前提としたもの (木 など) | <p>(更新費用が高額、大規模な工事等が必要となるため、想定しにくい)</p> | <p>○加工が容易(住民等が参加して手作りしやすい)</p> <p>○定期的な更新が記憶の継承につながる</p> <p>○更新時にデザインなどを変えていくことができる</p> <p>○経年劣化しやすい</p> <p>○定期的に更新するための財源やマンパワーが必要</p> |

<参考③> これまでに出された記名板等の設置に対する主な意見など

- ・犠牲者に対して祈りやすく、犠牲者との繋がりも感じられる
- ・お名前だけでなく亡くなられたときの状況も刻む
- ・遺族の同意が得られるのであれば設置しても良い
- ・記名したものを設置する場合でも、人の目に触れない形の方が良い
- ・特定の犠牲者ではなく、犠牲者総体に対して祈りを捧げるのであれば、記名は必要ない
- ・浸水想定区域内には犠牲者の名前を刻まないほうがよい(刻む場合は浸水想定区域外がよい)
- ・犠牲になった町民の大半は、すでにそれぞれの菩提寺に過去帳が収められている
- ・記名に関しては遺族の意見を聞いて決めた方がよい
- ・今すぐ決めなくても良い(時代とともに考えも変わるかもしれない)

備考：平成29年度開催の学校ワークショップ、町民意見交換会、検討委員会で出された意見等に基づく

② 復興の広場

町民から来町者、子どもからお年寄りまで、誰もが自由に利用することができる開放的な広場

周囲を「③ 花の森」に囲まれた、非常に緩やかなすり鉢状の空間の中央に、円形の開放的な空間を設けます。憩い、集い、にぎわい、遊び、学びなど、子どもからお年寄り、町民から来町者まで、幅広い利用ができるよう、以下のような空間、施設等の配置を検討します。

なお、復興の広場の中からは、どこに居ても「① 追悼の場」で祈りを捧げる人の後ろ姿を視認できるように、相互に開かれた空間とします。

<公衆トイレ>

多くの利用者が使用しやすい場所に設置します。ユニバーサルデザインに配慮し、車いすでも利用可能なブースを設けます（オストメイト付きトイレは、市街地内の公共施設に設置されたものの利用を想定）。建物は、設置箇所周囲の景観と調和した外観デザインとなるよう、留意します。また、管理上必要となった場合に対応出来るよう、施錠できる構造とします。なお、トイレは水洗としますが、鎮魂の森一帯には下水道污水管路が設置されないため、浄化槽による汚水処理とします。

<子ども向け遊具>

子どもたちが自由に使うことができる遊具の設置を検討します。位置は、鎮魂の森の入口からでも遊んでいる子どもたちが見える（見守りができる）よう、広場の中でもメイン・エントランスに近い箇所に設置します。なお、設置する遊具の種類は、ワークショップでの子どもたちからの意見も参考としながら決定します。

<東屋>

利用者の休憩や語り部等による伝承活動、「復興の広場」で遊ぶ子どもたちの見守りなどに利用できるよう、東屋を設置します。位置は、子供たちの見守りができるよう、子供向け遊具の近くに配置します。なお、東屋は、家庭の“茶の間”のように、誰もがゆったりとくつろげるような設えとするよう、留意します。

<イベントスペース>

屋外イベントなどを開催する際に、仮設のステージ等を設置することができるよう、コンクリート等で仕上げたスペースを設けます。位置は、観覧者からみてステージが逆光とならないよう、広場の北側（南向き）に配置します。

<汐入の場>

防潮堤法尻に県が整備する水路のうち、「復興の広場」に面する区間の一部をゆるやかなスロープ又は階段状にすることで、陸からの湧水（淡水）などと海水が混じり合う汽水域を肌で感じる事ができる親水空間を設けます。

なお、安全管理面、衛生管理面上の措置については、今後の設計段階で詳細を検討します。

※掲載した写真はイメージです。



写真6-1 「復興の広場」のイメージ

<参考④> これまでに出された「復興の広場」に対する主な意見など

■場のイメージ

- 町内外の人が立ち寄りたくなる、たくさんの人が集まってくるような場
- 町民にとって身近な場所、日常的な場所、気軽に来ることができる場所、行きつけの場所
- のんびりできる場所、癒やされる場所
- （住宅再建、移転でばらばらにならないよう）町民の心をひとつに集める場所
- （これまで十分悲しんできたので）楽しむための場所

■必要な空間や施設

- 広々とした、大勢で遊ぶことができる芝生広場
- 多目的に活用できる、さまざまなイベントができる屋外空間、野外ステージなど
- 鮭まつり、地区の運動会、まつり、伝統芸能の披露等ができるイベント空間
- 子どもたちがいつでも自由に遊びやスポーツをできる場所
- 子どもたちのための遊具、アスレチック、運動器具など
- 水遊び場、噴水などの水場
- トイレ、ベンチなどの休憩施設
- その他（スケートボードができる、ドッグラン、キャンプ場、映画等を映写するスクリーン等）

備考：平成29年度開催の学校ワークショップ、町民意見交換会、検討委員会で出された意見等に基づく

③ 花の森

市街地との景観を調和し、結びつける森

次のような機能を持った森とすることを意図して、計画地の北縁を通る山田線の築堤にゆるやかに盛土を付け足し（腹付け盛土）、サクラをはじめとする花木や紅葉などの四季の移ろいを感じられる、鎮魂の森の利用者だけでなく近隣住民も楽しめる樹木を主体に植栽することを検討します。

- 人々を鎮魂の森に誘うエントランス
- 人々が集い、楽しむことができる場（花見等）
- 四季の移ろいや潤いを感じさせる場
- 市街地からの景観に潤いと彩りを与える
- 山田線の車窓などから復興をとげた町を印象づける

このような機能を考慮して、樹木はあまり高密度にせず、林床を明るくすることにより、利用者が散策や活動ができるような森とします。また、園路や広場に面した箇所には、同様に花や紅葉などが楽しめる低木を植え込み、できるだけ長い期間、様々な彩りやその変化を楽しむようにします。



※掲載した写真はイメージです。

写真6-2 「花の森」のイメージ

<参考⑤> これまでに出された「花の森」に対する主な意見など

- 季節に合った花や紅葉が楽しめる、四季が感じられる木を植える
- 各地から寄贈されたサクラの苗を植える
- 人が入り込んで楽しめる森
- エリアを区切って植樹する人の好みで樹種を選ぶ
- 植樹活動に参加することで愛着の醸成や多世代にわたる記憶の継承に繋がる
- 将来の成長した姿を念頭に植栽を計画する

備考：平成29年度開催の学校ワークショップ、町民意見交換会、検討委員会が出された意見等に基づく

④ 記憶の森

防潮堤との景観を調和しつつ、まちの原風景を感じさせる森

次のような機能を持った森とすることを意図して、計画地内で最も海に近い防潮堤の背後をゆるやかに盛土し、かつてこの地に存在したマツを主体とする植栽を行うことを検討します。

- 市街地から望見される防潮堤の景観調和
- 当該地にかつて存在した松林風景の再現
- やませ等の沿岸における微気候の緩和

マツの安定した生育を図るため、植樹当初は、防潮林の植林と同様、ある程度高密に苗木を植え付けますが、成長後は「花の森」と同様、すっきりと明るい林床となるよう、適宜除間伐や枝打ちなどの管理を行います。また、園路や広場に面した箇所には、「花の森」と同様、花や紅葉などが楽しめる低木を植え込むなど、できるだけ長い期間、様々な彩りやその変化を楽しめるようにします。

そのほか松林を散策しながら被災前の町を懐かしんだり、町の歴史を学んだりすることができるよう、園路沿いにパネル（標識類）を設置するなどの“しかけ”を検討します。



※掲載した写真はイメージです。

↑ 林床の明るい松原

園路沿い設置した標識 →

写真6-3 「記憶の森」のイメージ

<参考⑥> これまでに出された「記憶の森」に対する主な意見など

- 計画地付近には、かつて松原や潮干狩りの楽しめる干潟があり、子どもの遊び場にもなっていた
- 将来の成長した姿を念頭に植栽を計画する
- 松林であっても外周に花などの楽しめる低木を植えたら良い
- 松林に園路を通し、そこを通ることで町の歴史などを学ぶことができる標識などを設けると良い
- 植樹活動に参加することで愛着の醸成や多世代にわたる記憶の継承に繋がる

備考：平成29年度開催の学校ワークショップ、町民意見交換会、検討委員会が出された意見等に基づく

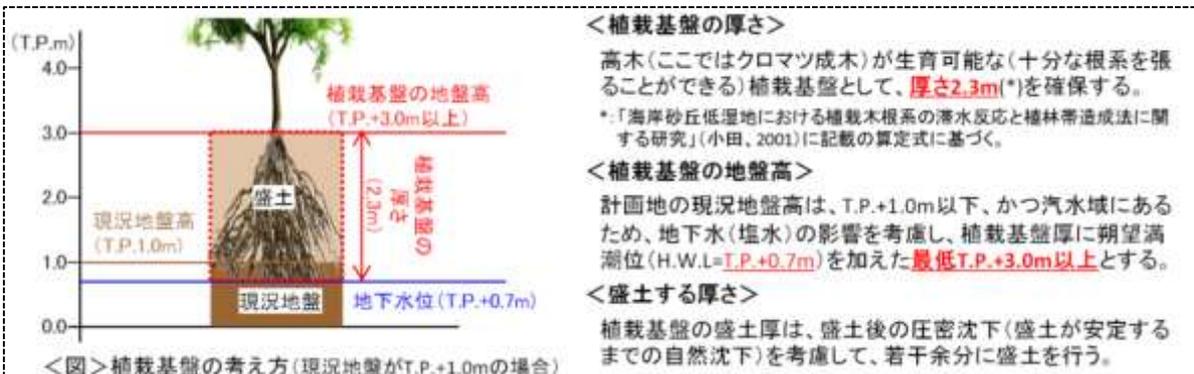
■森づくりの考え方

<森づくりの方法>

- ・「花の森」「記憶の森」は、町民や学校、町に心を寄せる企業などの参加、協働により、苗の植樹から保育・管理まで、継続的な森づくりを行います。

<植樹基盤の造成>

- ・計画地一帯は、海に近く、地下水位も高いことから、植樹する場所は、生育に必要な根が張れるよう標高3～4m程度（かさ上げた市街地と同程度、下記囲み参照）まで盛土することを基本とします（マツ等の塩分に対する耐性が高いと考えられる樹種や低木は、様子を見ながら3mより低い地盤へ植樹することも検討します）。
- ・盛土には、基本方針に掲げた「震災による被害と教訓の継承」などの役割も担うことを意図して、主に震災発生がれき（津波で発生した流土をふるい分けしたもの）を有効に活用します。



<植栽する樹種>

- ・植樹する木の種類は、計画地本来の環境などにも配慮しながら、以下に例示するような種を基本に選定します。
- ・なお、苗木は、マツを除き、できる限り東北地方で生産されたものや、地域の山林等から調達した自生苗あるいは採取した種子から生産した苗を活用します。

「花の森」で植栽することが考えられる主な樹木(例)

花や紅葉などが楽しめるものや付近の山に自生する種、町の木・花を中心に検討。

<中高木> サクラ類(ヤマザクラ、カスミザクラなど)、モミジ類(ヤマモミジ、オオモミジなど)、ケヤキ、ヤマボウシ、クリ、コナラ など

<低木> アジサイ類、ツツジ類、ウツギ類 など(主に園路沿いや森の周囲に配植)

「記憶の森」で植栽することが考えられる主な樹木(例)

かつてその場所に存在した明るい松林の再生を基本としつつ、広場や園路に面した部分は花の楽しめる低木を配植。

<中高木> クロマツ、アカマツ(松食い虫抵抗性品種)

<低木> (花の森に同じ)

<参考⑦> 「平成の杜」における植樹の状況

大榎浄化センター敷地内では、横浜ゴム株式会社等の協力により、平成24年から「平成の杜」の植樹活動が行われ、その後成長状況等に関する調査が行われています。

右表は、植樹した苗の生存率を示したものです。順調に生育する樹種（生存率100%）がある一方、冬季の低温乾燥に弱い樹種（ヒメユズリハ、モチノキ、タブノキ等）や、日照不足に弱い樹種（ヤブツバキ等）の生存率が低くなる結果が得られています。

出典：「大榎町植樹実験マウンド評価報告書」
(平成30年3月 横浜ゴム株式会社)

| 樹種 | 生存率 (%) | 平均樹高 (cm) | 平均根元径 (mm) |
|----------------|---------|-----------|------------|
| アカガシ(29/31)* | 93.5 | 372.2 | 41.2 |
| イロハモミジ(1/1) | 100.0 | 336.0 | 70.1 |
| ウラジロガシ(16/18) | 88.9 | 371.2 | 42.0 |
| シラカシ(34/34) | 100.0 | 428.9 | 64.3 |
| シロダモ(6/8) | 100.0 | 303.6 | 37.0 |
| タブノキ(108/161) | 67.1 | 291.5 | 37.8 |
| ネズミモチ(6/10) | 60.0 | 373.0 | 100.4 |
| ヒメユズリハ(0/7) | 0.0 | - | - |
| マルバシヤリンバイ(1/1) | 100.0 | 29.0 | 21.2 |
| モチノキ(3/7) | 42.9 | 217.0 | 23.1 |
| ヤブツバキ(6/15) | 60.0 | 149.3 | 21.5 |
| ヤマザクラ(2/2) | 100.0 | 568.0 | 137.1 |
| ユズリハ(5/7) | 71.4 | 308.2 | 55.1 |

⑤ 望海の場 海や復興をとげた市街地を望む場

県が防潮堤天端に整備する管理用スペースを広場として利用し、追悼の場等からの円滑な動線を確認するとともに、休憩施設（ベンチ等）、被災前の町や復興の様子などを紹介する案内解説板等を設置することにより、次のような機能を持った場として、鎮魂の森との一体的な活用を検討します。

- 「① 追悼の場」とあわせ、津波が襲来した、また今なお多く残された行方不明者が眠る可能性がある海に向けた祈りを捧げる場
- 防潮堤によって海が見えづらくなった町の中心部にあって、間近に海を眺められる場
- 復興した市街地や、町のシンボルである蓬莱島、城山などを眺める場
- 来町者にとって、町の中心部や蓬莱島、城山などの位置関係を把握し、行動の起点とする場

なお、休憩施設、案内解説板等の工作物については、県（防潮堤管理者）と協議の上、設置することを検討します。また、転落防止柵について、車いす（要介助）利用者も安全に利用できるよう、天端広場及び階段に限らず、施設管理用通路、斜路への設置するよう、引き続き県と協議しながらその実現を目指します。



※掲載した写真はイメージです。

写真6-4 「望海の場」から大榎湾への眺めのイメージ

<参考⑧> これまでに出された「望海の場」に対する主な意見など

- 防潮堤の外（海）が見える場所があると良い
- 防潮堤の上にベンチ等を置く
- 介助付きで良いので、車いすでも防潮堤の上に上られるようにしたい

備考：平成29年度開催の学校ワークショップ、町民意見交換会、検討委員会で出された意見等に基づく

(4) その他の施設等

① 園路等動線

各ゾーンを有機的に結び、周遊するための園路を設けます。

特に「入口広場」と「復興の広場」を直線で結ぶ動線については、市街地から広場等の様子を見渡すことができるよう十分な幅員を持たせることにより、市街地との繋がりが感じられる空間とし、利用者を鎮魂の森へと誘うメイン・エントランスとします。また、この動線に十分な幅員を持たせることにより、災害時の円滑な避難を可能とする避難路や防犯上の機能を有するものとします。

園路は、ユニバーサルデザインに配慮し、一部の階段や急勾配区間を除き、できる限り車いすの自走が可能な勾配や舗装とします。なお、「復興の広場」に至る園路の一部は、イベントの開催等を考慮し、作業車両の進入路も検討します。

② 便益施設等

利用者の利便性を考慮し、駐車場等を整備します。

<駐車場>

「復興の広場」や「追悼の場」など、利用者が多いと考えられるゾーンへ到達しやすく、かつ市街地から駐車場が間近に見下ろされることによる景観阻害を避けるため、区域南側の道路沿いに配置します。

規模は、日常的な利用に対応し、普通車30台程度を確保するほか、団体利用も考慮し、バス乗降スペースも確保します(バス自体は利用者降車後に回送し、市街地側の駐車場を利用)。

なお、鎮魂の森にふさわしい緑豊かな駐車場とするため、事業費確保の可能性を勘案しながら、緑化が可能な舗装を採用することも検討します。

<ベンチ>

利用者が比較的長い時間滞留することが考えられる「復興の広場」、「望海の場」内や、園路沿いに適宜ベンチ等の休憩設備を設置します。

<照明>

鎮魂の森は、浸水区域内に位置することも踏まえ、積極的な夜間の利用は想定しません。ただし、薄暮時の安全確保や防犯上の理由から、主要園路沿いや駐車場等に必要最小限の屋外照明の設置を検討します。

③ 標識(サイン)類

次のような標識(サイン)類の設置を検討します。なお、標識(サイン)のデザインについては、大槌町誘導案内施設整備計画を参考とします。

<記名標識> 鎮魂の森の名称や設置の趣旨を記載。「祈りの場」または入口広場付近に設置。

<解説標識> 町の歴史、被災の状況、復興の状況、眺めの状況などを説明。写真や地図等を用いて視覚的に分かりやすいものとする。園路沿いや「望海の場」等に設置。

<注意標識> 当該地が浸水想定区域内にあることを利用者に周知するための標識。入口、駐車場、そのほか目につきやすい箇所に設置。

<避難誘導標識> 指定避難場所の名称、距離、到達経路を示す。出口、園路の交差部等に設置。

※「注意標識」及び「避難誘導標識」の表示面デザインは、JIS推奨の全国共通デザインにも対応したものとする。

④ その他鎮魂の森にふさわしい要素

その他鎮魂の森の基本理念や基本方針を具現化したり、期待される役割をより高める効果が期待される施設、設備、その他要素等について、町民の要望等（参考⑨）を把握しつつ、設計段階でさらに検討します。

<参考⑨> 仮設住宅団地等に設置された地蔵尊の設置について

町内の仮設住宅団地等には、「NPO法人まちづくり・ぐるっとおおつち」によって、長野県の僧侶から寄贈された51体の地蔵尊が設置され、犠牲者への追悼や復興への祈りの対象などとして親しまれ、さらには団地内における心のよりどころや、住民同士の絆を深める役割も果たしてきました。

同団体からは、「鎮魂の森整備検討委員会」に対して、仮設住宅の解消に伴い撤去が必要となるこれらの地蔵尊を鎮魂の森に移設する要望が出されています。

※本図は今後の設計段階で変更される場合があります。

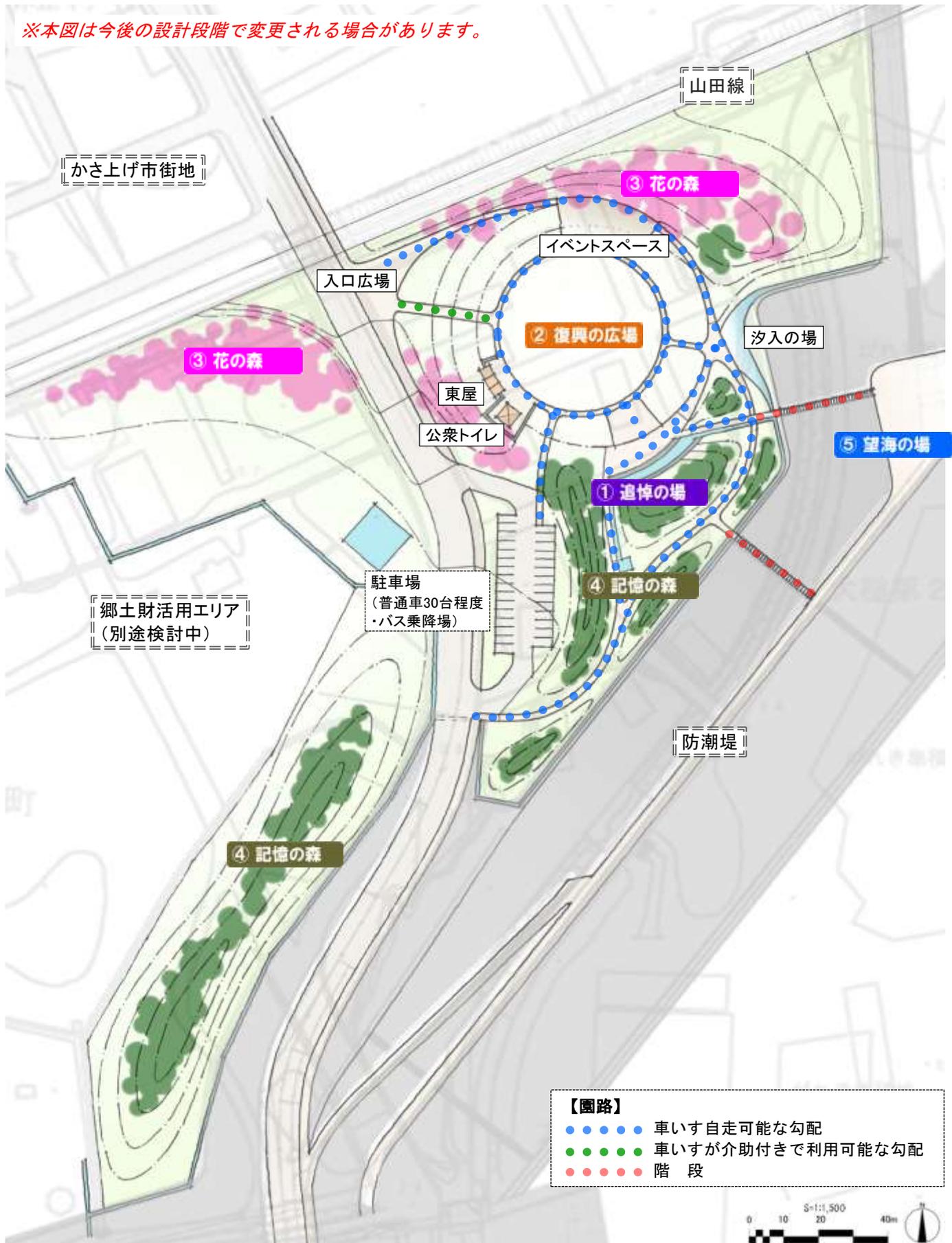
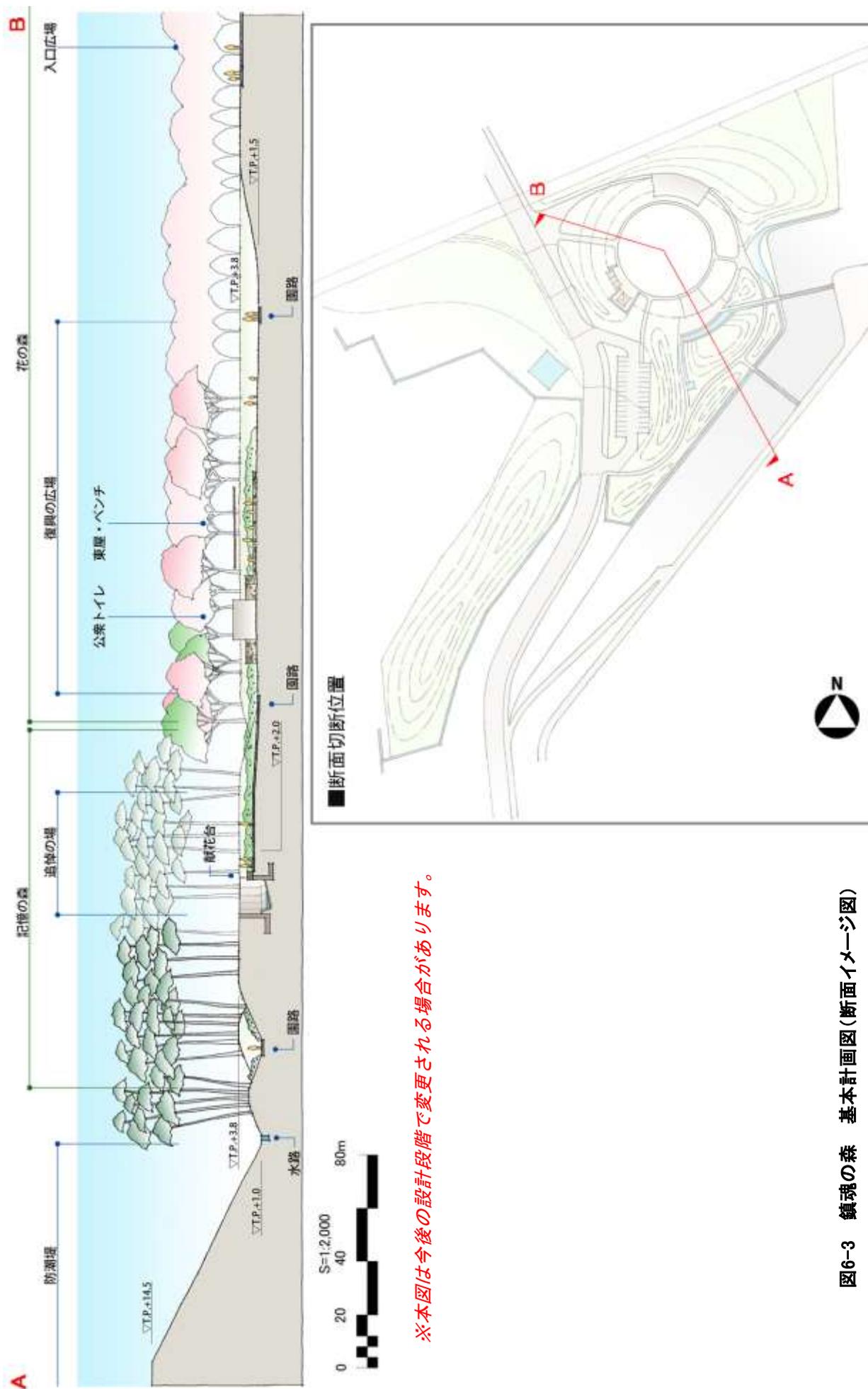


図6-2 鎮魂の森 基本計画図(イメージ図)



※本図は今後の設計段階で変更される場合があります。

図6-3 鎮魂の森 基本計画図(断面イメージ図)



図6-4 鎮魂の森 イメージスケッチ(鳥瞰)

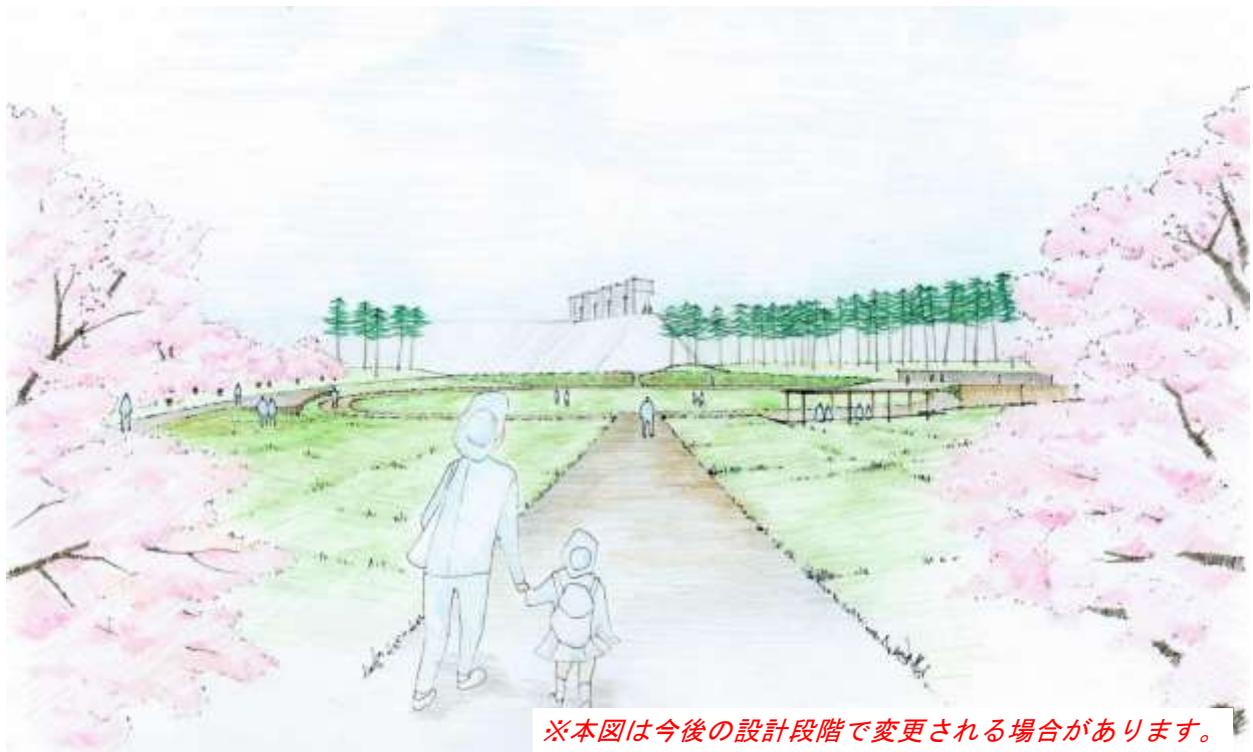


図6-5 鎮魂の森 イメージスケッチ(地上レベル)

7.事業活動計画

鎮魂の森は、以下に掲げるような多目的な活用を図っていきます。

(1) 震災関連行事(式典など)

東日本大震災にまつわる追悼行事、震災復興などをテーマとしたイベント等の開催にあたって、鎮魂の森は町内の各種屋内施設（中央公民館、大槌町文化交流センター、町役場多目的会議室など）との連携、役割分担を図りつつ、もっぱら屋外のイベント空間としての機能を担うこととします。

(2) その他イベント

主に次のような町民、町外者を問わず、様々な主体が主催する屋外イベントでの活用を想定します。

○町民や学校、企業等が参加した森の整備・管理のイベント

○郷土芸能の披露

○屋外での実施に適したイベント（まつり、コンサート、フリーマーケット など）

なお、イベント等開催に伴う空間占用や利用制限事項などルール、営利を伴うイベントや活動を行う際のルールについては、鎮魂の森の供用開始までに町民の意見などを聞きながら検討します。

(3) 日常的な活用

子どもからお年寄り、町民から来町者に至るまで、幅広い、自由な利用を可能とします。

<追悼> 祈り、献花など

<学び> 語り部などによる伝承活動の場、被災地見学・研修・修学旅行等の立ち寄りなど

<遊び> 子どもたちによる遊び（遊具、ボールなどの道具を使った遊び、水遊びなど）

<くつろぎ> 町民の散歩、海や町を眺める、体力づくり、休憩・休息など

<参考⑩> 町内における主なイベント等の開催状況(平成29年度)

■屋外イベント

| イベント名 | 開催期日 | 場所 | 開催主体 | 入込数(人) |
|---------------------|---------------|---------------|------------------------------|--------|
| 郷土芸能祭 | H29. 7. 9 | シーサイドタウンマスト屋上 | 大槌町文化遺産活性化実行委員会 | 500 |
| おおつちありがとうロックフェスティバル | H29. 8. 6 | 大槌漁港付近特設会場 | おおつちありがとうロックフェスティバル2017実行委員会 | 2,000 |
| 大槌まつり | H29. 9. 15-17 | 町内 | 大槌まつり実行委員会 | 18,000 |
| おおつち鮭まつり | H29. 12. 3 | 大槌魚市場 | 大槌町 | 5,000 |

■屋内イベント

| | | | | |
|---------------|---------------|---------------|----------|------------------|
| 鮭文化祭 | H30. 2. 25 | 城山公園体育館 | 大槌町 | 630 |
| 三陸コネクトフェスティバル | H30. 2. 11-12 | 城山公園体育館・中央公民館 | 三陸聖地化委員会 | 2,000 |
| 東日本大震災津波追悼式 | H30. 3. 11 | 大槌町役場多目的会議室 | 大槌町 | 式典:390 献花:700 |

8.管理運営方針

(1) 町と様々な主体の協働による管理運営

鎮魂の森の整備目的を果たすためには、末永く町民に愛され、心のこもった場所としていくことが必要です。そのためには、町民や学校、企業などの参加と協働による管理運営が望ましいと考えられます。このため、鎮魂の森は、町の公の施設として基本的な維持管理や施設の補修等は町が行いますが、町民をはじめ、学校の児童生徒、各種団体、企業等、様々な主体が参加した管理運営のあり方や体制について、鎮魂の森の供用開始まで、引き続き検討していきます。

(2) 植樹(森)の保育管理

鎮魂の森における「花の森」、「記憶の森」、2つの森づくりは、長い時間を要する活動であり、また、活動への参加を通じて、鎮魂の森を身近に感じ、当事者意識を持ってもらうことで、世代を超えた記憶の風化を防ぐ役割も期待される、極めて重要な取り組みとなります。

一方、森づくりには次のような様々な保育管理が必要となります。

- 種苗の調達、苗木の育成
- 植樹
- 除草・除間伐、施肥、落ち葉掻き
- 整姿・剪定、切り戻し
- 枯損・危険木(枝)の伐採・除去
- 苗の補植

このため、森づくりに関しては、別途専門家や町民などの意見を聞きながら、保育管理の方針や方法、町民をはじめとした様々な主体の参加と協働のあり方などを定めた「保育管理計画」等を策定します。なお、将来、森に対して求められる役割や機能も変化していくことも考えられることから、「保育管理計画」は、必要に応じて見直しを図っていくことを前提とします。

9.今後の検討課題

以下に列記する事項は、今後の設計段階において引き続き検討を行うこととします。

- ① 祈りの場の具体的なあり方(祈りの対象など)
- ② 町全体での避難計画等の検討状況を踏まえた、鎮魂の森利用者の避難、避難先、避難経路、避難誘導サイン等のあり方
- ③ 盛土の高さや形状などの検討と平行した、安全性の検討(津波シミュレーションの実施等によるかさ上げ市街地の安全性に対する影響有無の検証、盛土の安定性等に関する解析など)
- ④ 仮設住宅団地等に寄贈された地蔵尊の鎮魂の森への移設・安置を含めた検討
- ⑤ 隣接する郷土財活用エリアとの調整(役割分担、鎮魂の森との境界部分の設え方など)
- ⑥ 町民、学校、協力団体等との協働による管理運営体制のあり方
- ⑦ 苗木の育成や植樹、植樹後の維持管理を含めた森づくりのあり方
- ⑧ 維持管理コストや環境負荷の低減に配慮した施設設計や管理運営方法の最適化

【参考資料①】 鎮魂の森基本計画 検討経過

1 鎮魂の森の着想(平成23年11月)

県において、町方地区に高さT.P. 14.5mの防潮堤の建設が決定されたことを受け、防潮堤の一部を土で覆って植樹し、一帯を公園にする構想が持ち上がりました。この構想には、防潮堤への覆土には震災発生土を使用するというアイデアが盛り込まれており、こうした考えは、現計画にも引き継がれています。

ただし、当時は、まだ住宅再建の見通しも明らかになっていない段階であったこともあり、その後、当分の間、役場内での検討に留まらざるを得ない状況となっていました。

2 災害の記憶を風化させない事業基金条例(平成24年6月制定)

東日本大震災による犠牲者の鎮魂と震災の記憶を継承することを目的とし、鎮魂の森の造成費用等に係る寄附を募る基金条例を制定しました。

これにより、平成30年3月現在で、全国から約2億3千万円もの御寄附をいただいているところです。

3 大槌町震災津波伝承事業の基本的考え(平成28年11月策定)

大槌町に未曾有の被害をもたらした東日本大震災のような悲惨な被害に二度と見舞われることがないように、私たちは、津波の記録を正確に残し、これを学び、将来の町民に『防災文化』として承継していくこととし、その取組の根幹となる考えとして、『大槌町震災津波伝承事業に関する基本的考え』をまとめました。

この基本的考えにおいて、震災津波伝承については、

「今を生きる町民の方々」、「大槌で生きてゆく次の世代」、「大槌で何があったかを知りたいの方々」のため、

「津波が奪ったもの」、「大槌の人々は未曾有の災害をどのように乗り越え、復興していったのか」、「亡くなった方々への想い」、「たくさんの支援に対する感謝」を、

「亡くなった方々の鎮魂のため」、「今を生きる我々が強く歩んで行くため」、「これから
の世代が二度と悲劇に見舞われないため」、「国内外の方々との共有財産とするため」に
取り組んでいくことを定めており、鎮魂の森も、この考えに基づくものとなっています。

4 鎮魂の森基本構想(平成29年3月策定)

基本的考えを受けて、鎮魂の森の具体的な検討に着手し、役場庁内のプロジェクト・チームでの検討などを経て、本施設の基本理念や基本方針を定めました。

5 鎮魂の森基本計画(平成30年8月策定)

本計画は、基本構想で定めた基本理念や基本方針を具体化するため、空間デザインや管理運営方針など、鎮魂の森を整備するうえで踏まえるべき基本的事項をまとめたもので、今後進める設計、施工、管理運営等のあらゆる段階において基本的な指針となるものです。

なお、本計画は、計7回の住民ワークショップによる住民意向の聞き取りや、パブリックコメント、有識者・遺族の代表者等からなる「鎮魂の森整備検討委員会」による審議を経て策定したものです。

大槌町震災津波伝承事業に関する基本的考え

1 震災津波伝承事業を行う理由

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災津波は、大槌町に家屋の全壊・半壊 3,878 棟、死者行方不明者 1,285 名と言う、未曾有の被害をもたらした。

津波は必ずやってくる。過去に多くの津波を経験してきたことから、町内には津波の教訓を伝える石碑も多く存在しており、また『地震がきたらすぐに逃げろ』ということは語り伝えられ、防災・減災に取り組んできたが、津波被害は甚大なものとなった。

このような実情を踏まえ、二度とこのような悲惨な被害に見舞われないために津波の記録を正確に残し、これを私たちが学び、将来の町民に『防災文化』として承継していく必要がある。

また、国内外に向けて東日本大震災津波の教訓を伝承し続けていくということは、南海トラフ地震をはじめとする将来の大災害に備えることの重要性を多くの方に認識させることに繋がるものであり、復興に向かう過程で受けた多大な支援に対する感謝の意味も含め、東日本大震災を経験した我々にとって、取り組むべき責務がある。

2 今次災害を踏まえた震災津波伝承事業の課題、取り組むべき方向性

大槌町がおかれている現状や今次災害を踏まえた経験と反省から、『二度とこのような悲惨な被害に見舞われないために津波の記録を正確に残し、これを私たちが学び、将来の町民に「防災文化」として承継』していくうえで、次の視点に留意する必要がある。

- (1) 各地に過去の津波災害の教訓を伝える資料や記念碑が残されており、その教訓が語り継がれていたはずが、結果的には十分には生かされなかったことを踏まえ、震災津波伝承を効果的かつ持続的に行っていくために、①町に現存する資源の有効活用を前提に、②その方法と③具体的に取り組むべき内容を整理することが重要である。

①町に現存する資源（東日本大震災を伝えるもの、継承すべき記憶）

資料（画像、映像、文章等の記録）、震災遺構、震災遺物、震災での体験、震災で失われたものへの想い（震災で亡くなった方々とその方々への想い、思い出の品、震災前の町並み）

②震災津波伝承の方法

ア 記録で伝える・・・震災に関する資料（画像、文章等）の収集・整理と保管

震災に関する事実を資料として正確に残すことは、各種震災津波伝承を行っていく上での基礎となる。当該資料を様々な角度から整理分類し、共有する仕組みを作り、広く利活用を可能にすることが必要である。

イ もので伝える・・・慰霊施設の整備、震災の爪痕の活用

犠牲者の方への追悼・鎮魂、震災の被害と教訓の伝承、復興への想いを継承するために慰霊施設を整備する。加えて、記念碑などの震災記録や口頭での震災津波伝承のみでは十分な効果が得られなかったことの反省を踏まえ、より直接的に津波被害の甚大さ、恐ろしさを示す遺構、遺物をできるだけ活用し、日常生活の中でも目にすることができる環境とすることが震災の「記憶を風化させない」ために必要である。

ウ 体験・記憶として伝える・・・震災の体験を語り継ぎ、言葉に書き留める

震災を体験した人が語る言葉は何にも増して重みがある。体験を語り継ぐことに加え

て、言葉に書き留めることは、世代を超えて震災の体験や記憶を伝えていく上で必要である。

エ 音声や映像で伝える・・・震災の事実や体験を音声や映像として保存する

過去の記録については、町史等においても十分な記録が残っていない状況であるが、今次災害については、IT技術の発達もあり、音声や映像を多量に情報収集することができることから、これらの活用により、震災津波を分かりやすく伝えていくことが必要である。

③震災津波伝承の具体的な取組内容

上記のような伝承の方法を踏まえ、震災津波伝承事業や防災教育を効果的に行っていくため、次の取組について複合的に取り組んでいくことが必要である。

ア 記録としてまとめる。

- ・大槌町全体としての震災の出来事をまとめ、記録に残す。(震災記録誌)
- ・震災で亡くなった方々の人となりを取り、記録として残す。(生きた証)

イ 遺構を活用する。

- ・町内に現存する遺構のうち、利用することが可能なものは、伝承するための措置を講ずる。(遺物・津波痕跡)

ウ 展示する。

- ・震災の事実、体験、遺物や映像等を展示する。((仮称)御社地エリア復興拠点施設)

エ 震災に関する資料をインターネット上で公開する。

- ・大槌町で収集した震災に関する資料のうち、公開可能な資料をインターネットで公開する仕組みを構築する。(デジタルアーカイブ)

オ 亡くなった方々を偲ぶ場を設ける。

- ・町全体の慰霊施設となる公園を造成する。(鎮魂の森)
- ・身元不明者及び行方不明者の安寧を祈る場を整備する。(納骨堂)

(2) 震災津波伝承を効果的かつ持続的に行っていくためには、具体的に『誰に』、『何を』、『何のために』という3つの視点を明確にして検討する必要がある。

① 誰に (誰のために)

- (ア) 今を生きる町民の方々
- (イ) 大槌で生きてゆく次の世代
- (ウ) 大槌で何があったかを知りたい方々

②何を

- (ア) 津波が奪ったもの
- (イ) 大槌の人々は未曾有の災害をどのように乗り越え、復興していったのか
- (ウ) 亡くなった方々への思い
- (エ) たくさんの支援に対する感謝

③何のために

- (ア) 亡くなった方々の鎮魂のために
- (イ) 今を生きる我々が強く歩んで行くために
- (ウ) これからの世代が二度と悲劇に見舞われないために
- (エ) 国内外の方々との共有財産とするために

3 大槌町における震災津波伝承の基本コンセプト

震災津波伝承の具体的な取組は、『誰に』、『何を』、『何のために』と言う3つの視点を念頭に、明確なコンセプトに沿って進める必要がある。

そのため、大槌町では、『忘れない』、『伝える』、『備える』ことを震災津波伝承事業の基本コンセプトとする。

各事業においては、個別の性質や目的を踏まえながら、それぞれこの基本コンセプトに沿った効果的な震災津波伝承の効果発現に取り組んでいくとともに、各事業が相互に連携を図っていくことにより、その総体である事業全体としての相乗効果が図られるよう取り組んでいくものとする。

『忘れない』

事実を受け止め明日へと歩むため、津波で亡くなった方々を思い供養し、心の復興を果たすとともに、津波の悲劇を忘れない、困難に直面しながらも歩みを進めてきた姿を忘れない、そして多くの人に支えられ復興を進めていることへの感謝を忘れない。

『伝える』

二度と悲劇を繰り返さないため、近年加速的に発達した技術も活用し、もの、記録、写真や映像等、あるいはそれらの複合的な方法で伝える。

『備える』

防災の知恵や知識を身に付け、地域や自らが津波の教訓を活かし、いずれまた起こる震災に備える。

なお、この基本的考えは、復興教育、防災学習、追悼祈念行事等の震災津波伝承を具体的に取組んでいくうえで、基本的な方向性や考え方を整理するとともに、これらの総合調整を図るため、とりまとめたものである。

そのため、復興教育、防災学習、追悼祈念行事等の個別具体の震災津波伝承の取組内容について、直接言及するものではないが、上記「基本コンセプト」に関しては、その取組の根幹となる考えとして取り入れるものとする。

＜大槌町震災津波伝承事業のイメージ図＞

誰に(誰のために)

- ①今を生きる町民の方々
- ②大槌の次世代
- ③何があったかを知りたい方々

何を

- ①津波が奪ったもの
- ②災害をどのように乗り越え、復興していったか
- ③亡くなった方々への思い
- ④たくさんの支援に対する感謝

何のために

- ①犠牲者の鎮魂のために
- ②今を生きる我々が強く歩んで行くために
- ③二度と悲劇に見舞われないために
- ④国内外の方々との共有財産とするために

大槌町震災津波伝承基本コンセプト

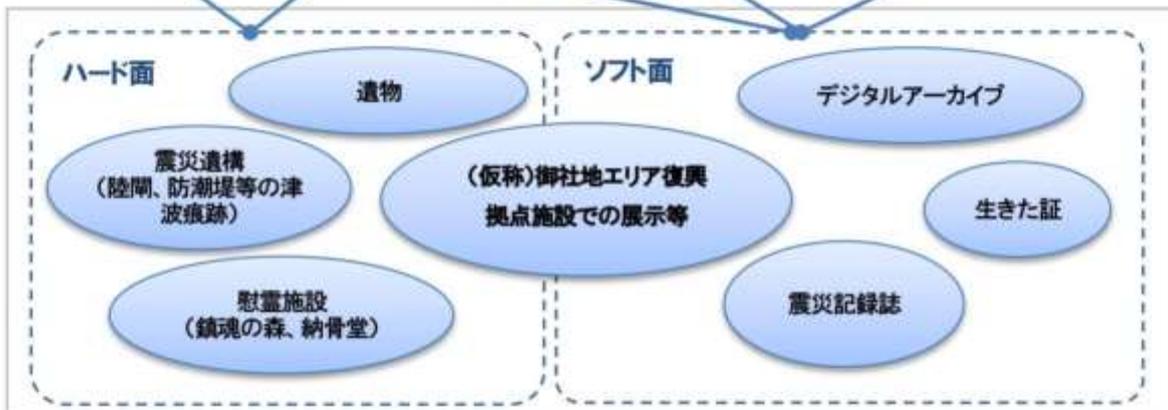


記録で伝える

もので伝える

体験・記憶を伝える

音声や映像で伝える



震災遺構
(参考)たろう観光ホテル



身元不明者納骨堂



デジタルアーカイブ
(参考) 国立国会図書館
ひなぎく NDL 東日本大震災アーカイブ
<http://kn.ndl.go.jp/>



展示
(参考) 大船渡市立博物館

【参考資料③】 鎮魂の森(仮称)基本計画検討委員会設置要綱・委員名簿

■設置要綱

大槌町告示第 186 号

鎮魂の森整備検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成 29 年 11 月 24 日

大槌町長 平 野 公 三

鎮魂の森整備検討委員会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鎮魂の森整備検討委員会（以下「委員会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものである。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 町内に整備する鎮魂の森の計画、設計等の検討に関すること。
- (2) その他鎮魂の森に関して必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織し、委員は、優れた見識を有する者のうちから大槌町長（以下「町長」という。）が委嘱する。

- 2 委員は、第 2 条の規定に関する調査審議が終了した時は、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後の最初の会議は、町長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長が決するところによる。

(アドバイザー)

第 6 条 委員会に、必要に応じて専門的知識を有するアドバイザーを置き、個別に意見を聴くことができる。

- 2 アドバイザーは、町長が委嘱し、その任期は委員の任期の例による。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、大槌町総合政策部総合政策課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 11 月 24 日から施行する。

■委員等名簿

<委員>

| 所 属 | 役 職 | 氏 名 (敬称略) | 備考 |
|-------------------------------------|------------------------------|--------------|-----------------------|
| 岩手大学 | 地域防災研究センター長 教授 | 南 正昭 | 委員長 |
| 岩手県土地開発公社 (日本技術士会東北本部岩手県支部) | 常務理事 (支部長) | 小野寺 徳雄 | 副委員長 |
| 岩手大学 農学部 食糧生産環境学科 | 准教授 | 三宅 諭 | |
| 岩手大学 農学部 附属寒冷フィールド サイエンス教育研究センター | 准教授 | 山本 信次 | |
| 吉祥寺 | 住職 | 高橋 英悟 | |
| 大槌町立大槌学園 | 学園長 | 松橋 文明 | |
| 遺族・住民代表 | 町連合婦人会長 | 上野 ヒデ | (故人) 平成30年 3月まで |
| 遺族・住民代表 | 吉里吉里保育園理事長 | 東谷 藤右エ門 | 平成30年 4月まで |
| 住民代表 | 大槌町芸術文化協会会長 | 越田 征男 | 平成30年 6月から |
| 住民代表 | NPO 法人まちづくり・ぐ るっとおおつち代表理事 | 小向 幹雄 | 平成30年 6月から |
| 遺族・住民代表 | 遺族会(吉里吉里地区) 代表 | 芳賀 俊明 | 平成30年 6月から |

<アドバイザー>

| | | | |
|----------|---------------------|------|---------------|
| 横浜ゴム株式会社 | CSR 本部環境保護推進室 室長 | 八柳 史 | 平成30年 3月まで |
| | | 森 睦成 | 平成30年 4月から |

平成30年6月時点

【参考資料④】 学校・町民を対象としたワークショップ・意見交換会での意見(概要)

(1) 基本計画策定着手段階でのワークショップ・意見交換

① 実施概要

本基本計画の策定作業に着手した初期の段階で、以下の要領で町民等からの意見聴取を行った。

| 対象 | 属性等 | 実施日 | 参加数 | 内容 |
|-----|--------------------|-----------|------|--|
| 小学生 | 大槌学園 4年生 | H29.7.11 | 71名 | ○「鎮魂の森に必要なもの、やれること、やってみたいこと」についてグループワークを実施。 |
| | 吉里吉里学園 4年生 | H29.7.14 | 16名 | |
| 中学生 | 大槌学園 中学部 | H29.8.1 | 38名 | ○「鎮魂の森をどんな場所にしたいか」についてグループワークを実施。 |
| | 吉里吉里学園 中学部（9学年） | H29.12.7 | 23名 | ○鎮魂の森を「どういうふうに使えば伝えていけるか」「どういうふうに使いたいか」「どういうふうに関わっていけるか」をキーワードにグループワークを実施。 |
| 高校生 | 大槌高校 | H29.6.27 | 35名 | ○5/12に基本構想に関する事前学習会を開催。 ○「鎮魂の森に必要なもの、やれること、やってみたいこと」について、4つの基本方針毎に班を分けてグループワークを実施。 |
| 一般 | 町広報による 一般公募 | H29.12.16 | 約30名 | ○説明会・意見交換会に先立ち、「現地見学会」を開催。 ○基本構想の4つの基本方針を念頭に、「計画地に対する思い出」や「鎮魂の森への期待」について自由に意見交換を実施。 |



上段：学校ワークショップ、下段：町民意見交換会

写真 ワークショップ・意見交換の開催風景

② 意見概要

| 区分 | 一般町民 | 高校生 | 中学生 | 小学生 |
|--------------|--|---|-----|-----|
| ① 犠牲者への追悼・鎮魂 | | | | |
| | 祈りの場 | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・町民はそれぞれ自分の祈りの場がある、鎮魂の森は町全体のために祈る場 ・鎮魂の森がなんのために存在しているのか、そこに行けば自ずと分かるような場所 ・手を合わせられる場所がほしい ・しみりとした空間ではなく、親しみやすい明るい場所 ・（高齢者にとって）祈りの場は気軽に行けるところが良い ・堤防の上は海を眺める場、祈るのは鎮魂の森の中の仕切られた空間で良い ・祈りの場や納骨堂など、追悼・鎮魂に係る施設を一カ所にまとめる ・子どもが花を植え、それを楽しめるようにする（犠牲者にとっても子どもたちが楽しめる場所にするのが一番の供養） | <ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった人に気持ちを伝えられる場、穏やかな気持ちで祈れる場 ・暗い場所ではなく、明るく、自分らしくなれる場所であってほしい | | |
| | モニュメント・碑など | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・仏壇を開けて拝むように、手を動かして祈れるモニュメント。 ・刻銘碑があると良い／刻銘碑に祈りたい／刻銘碑は亡くなった方々に直接接触した気持ちになることができる／名前だけでなく亡くなられた時の状況も刻む。 ・遺品等を安置し、手を合わせることができる場 ・仮設住宅に寄贈されたお地藏様を移設、安置する ・ボタンを押すと来訪者に説明が流れるような施設（長崎の祈りの鐘のイメージ） ・石神の丘のようなモニュメントを少しずつ増やす ・大槌町出身の岩間正男氏の作品に関連するものを設置。 | <ul style="list-style-type: none"> ・木碑を建立する（定期的に更新することで記憶の風化を防ぐ）。 ・シンボルは人より高い位置にあつて、人を見守っているイメージのもの。 ・モニュメントは必要。 ・来場者が触れられて、一部動かせるモニュメント（記憶に残りやすい）。 | | |

| 区分 | 一般町民 | 高校生 | 中学生 | 小学生 |
|-----------------|---|--|---|---|
| ① 犠牲者への追悼・鎮魂 | | | | |
| その他 | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・「池」は浄土を表すものであり、現世と来世をつなぐようなものとして重要。 ・虎舞など、鎮魂の舞を披露する場所。 | <ul style="list-style-type: none"> ・毎年3.11に震災のことを忘れない行事を行う（イルミネーション等）。 ・花火大会/灯籠流し。 | <ul style="list-style-type: none"> ・来場者が書いた犠牲者へのメッセージカード等を貼れる掲示板。 | <ul style="list-style-type: none"> ・花火大会 |
| ② 震災による被害と教訓の伝承 | | | | |
| 伝承の場・方法 | | | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・日常的に人が集まる施設を整備し、集まった人に震災による被害や教訓について学んでもらう。 ・楽しみながら、被害や教訓を学べる仕掛けが望ましい。 ・木碑を建立する（定期的に更新することで記憶の風化を防ぐ）。 ・津波の高さがわかるものを建てる。 ・防潮堤の上に以前を思い出せるような掲示をする。 ・定点観測（震災後からの町の移り変わりの観測）の展示。 | <ul style="list-style-type: none"> ・震災被害について考え、子供や孫に教えるための場所。 ・自分の命の大切さについて伝える場所 など・体験者が次の世代等に体験を伝えられる場所。 | <ul style="list-style-type: none"> ・植樹/花植え |
| 遺構による伝承 | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・来園者に被災直後の苦しさを想起してもらうためには、震災の前の姿や爪あと（遺構）も残すべき ・計画地や郷土財活用エリアに街割り遺構も残せたら良い | | | |
| 映像等による伝承 | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・映像等による記憶の継承は図書館等と役割分担すればいい ・音声・映像ガイドンスで実際の津波や被害の様子を伝える | <ul style="list-style-type: none"> ・震災、復興関連の情報を展示、放映し町内外の住民にも伝承する（写真、ジオラマ、VR） ・バーコードを利用した伝承関係のスタンプラリー | <ul style="list-style-type: none"> ・震災の映像を見られる場所をつくる ・震災資料を納め、閲覧できる場所をつくる | |

| 区分 | 一般町民 | 高校生 | 中学生 | 小学生 |
|-------------|---|---|--|---|
| ③ 復興への想いの継承 | | | | |
| 場のイメージ | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・町外に避難している人が戻ってくるような場所 ・子供からお年寄りまで多くの人が集える場所にしたい ・全国に発信できるような場所づくり ・津波の高さの何かを建てる ・ありがとうロックフェス等復興関係のイベントを行う ・蓬莱島関係のものが多いので、モニュメントはそれ以外のものにすべき | <ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤から復興した町を見られるようにする ・大槌のまちについて学べる場にした ・復興に関するメッセージカード等を貼る掲示板を設置する | <ul style="list-style-type: none"> ・復興関係イベント | |
| 参加・協働の森づくり | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・植樹に参加することで愛着の醸成や、多世代に渡る記憶の継承につながる ・「ボランティアの日」を定めて、町民の手で管理をしていけば、愛着も湧く／犠牲者の慰霊に繋がる ・昔はご近所同士で協力して家の前の掃除をしていたように、町民が協力して管理できれば良い ・震災前の子ども地区活動のように、子どもたちをボランティアに巻き込む ・計画地一帯は津波によって昔の姿にリセット、貴重な自然がよみがえった、町の自然や歴史、被災を象徴する場所 | <ul style="list-style-type: none"> ・子供たちによる植樹、花植え | <ul style="list-style-type: none"> ・子供たちによる植樹、花植え | <ul style="list-style-type: none"> ・植樹、花植え |

| 区分 | 一般町民 | 高校生 | 中学生 | 小学生 |
|----|--|---|--|--|
| ④ | 憩い・交流空間の形成 | | | |
| | 場のイメージ | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・町内外の人が立ち寄りたくなる、集まってくるような場・「鎮魂の森」という名称だが、日常の場、生活の一部の場であってほしい ・町民の心がばらばらにならないように、ひとつに集める場 ・子どもが花を植え、それを楽しめるようにする（犠牲者にとっても子どもたちが楽しめる場所にするのが一番の供養） | <ul style="list-style-type: none"> ・町民にとって身近な場所 ・日常的に様々な人が訪れる、明るく魅力的な場所 | <ul style="list-style-type: none"> ・誰でも気軽に来て、仲良くなれる場所 ・いつでも気軽に集まれる場所／行きつけの場所 ・悲しい時や嫌な気持ちになったときに癒される場所・のんびりできる場所／自然に囲まれた穏やかな場所 ・インスタ等SNSで発信したくなるような場所 | <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミやたばこが捨てられていないきれいな公園・走り回れる公園 ・人がたくさん集まる公園 |
| | 空間・施設 | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・広々とした芝生広場／多目的に活用できる屋外空間 ・子供達がいつでも自由に遊ぶことができる場 ・子供達のための遊具／アスレチック ・噴水／水遊び場 ・野外ステージ／お祭り広場（郷土芸能、コンサート、ダンス等） ・若者が集えるカフェ ・潮干狩りができるような場所 ・花、池、樹木を活用した空間 ・海（防潮堤の外）が見えるような高い築山（防災上も有効） | <ul style="list-style-type: none"> ・芝生のスペース ・子供を見守りやすい見晴らしのいい広場 ・遊具／アスレチック/運動器具 ・噴水や花壇 ・イベント等のできる広場 ・スケボー等ができるスペース ・鮭祭り、地域の運動会等空間を活用するイベントを行う ・飲食できる店やスペース ・ランニングコース ・トイレ、ベンチ | <ul style="list-style-type: none"> ・大勢で遊べる広い芝生広場 ・様々なイベントができる場所 ・遊具 ・池、噴水 ・ドッグラン ・防潮堤の上のスペースにベンチ | <ul style="list-style-type: none"> ・芝生の広場 ・駄菓子屋/自動販売機 ・遊具(すべり台、ブランコ、ターザンロープ等) ・水場（噴水、プール等） ・スポーツができる場所 ・ドッグラン ・キャンプ場 ・映画等を映すスクリーン ・休憩場所 ・工作ができる場所 ・森 ・自転車置き場／駐車場／バス停 |

| 区分 | 一般町民 | 高校生 | 中学生 | 小学生 |
|--------------|--|---|---|--|
| ④ 憩い・交流空間の形成 | | | | |
| やってみたい活動 | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・今まで十分悲しんできたので、楽しむことを考えても良い ・イベント等でフラダンスやエアロビクスを披露したい | <ul style="list-style-type: none"> ・お花アート（花壇の花の植え方をデザイン）・バーベキュー ・スポーツ | <ul style="list-style-type: none"> ・展望台から景色を見る ・アウトドア活動（ピクニック、キャンプ、アスレチック等） ・読書／休憩／飲食 ・森の中の散歩 ・小学生に花を植えさせる | <ul style="list-style-type: none"> ・遊具で遊ぶ ・球技（ドッジボール、サッカー、キックベース等） ・スポーツイベント ・水遊び ・アウトドア活動、ピクニック ・工作 ・生き物観察／虫取り ・花を植える ・自転車の練習 ・堤防に上って海を見る ・住民同士の交流 |
| 植栽 | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・季節に合った花や紅葉が楽しめる、四季を感じられる木を植える ・福島県三春町等、各地から寄贈された桜の苗を植える ・各場所にあった木・花を植えたら良い ・人が入って楽しめる（ドングリ拾い等）森 ・エリア区切って植樹する人の好みで樹種を選べるようにする ・植栽は将来の成長した姿を念頭に計画することが重要 | <ul style="list-style-type: none"> ・桜がいい | <ul style="list-style-type: none"> ・桜や紅葉、松など多種多様な木を植えてほしい | |

| 区分 | 一般町民 | 高校生 | 中学生 | 小学生 |
|----|--|---|--|--|
| ④ | 憩い・交流空間の形成 | | | |
| | 自然環境など | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 湧水、イトヨ、ミズアオイ等の貴重な自然環境を、震災の記憶の継承や観光・交流資源に役立てる 「自然との共生」をテーマに、郷土財活用エリアと一体的な利用を図る | | | |
| | 町全体、町を越えたつながり | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 鎮魂の森を拠点に駅や蓬莱島などを巡るストーリー性のあるコース(サイクリング等) 青森～福島までの八十八ヶ所巡りに入れる | | | <ul style="list-style-type: none"> ゴミ拾い |
| | 防災・ユニバーサルデザイン | | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 車椅子でも防潮堤に上って海を眺められるようスロープにしてほしい | <ul style="list-style-type: none"> 避難場所のわかる表示 手すりやスロープ | <ul style="list-style-type: none"> 防災設備 |

(2) 基本計画(原案)段階での意見交換

① 実施概要

基本計画の原案を検討した段階において、以下の要領で一般町民等を対象とした意見交換会を開催した。

<開催日時>平成30年3月1日(木) 19:00~20:30

<開催場所>大槌町役場3階大会議室

<参加者・参加者数>一般町民・18名

<意見交換のテーマ等>全体の空間構成や各エリアのイメージについて、
「祈りの場の空間構成と祈りの対象のあり方について」

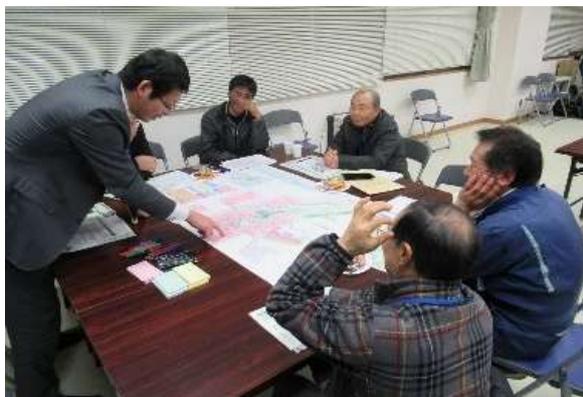


写真 ワークショップ・意見交換の開催風景

② 意見概要

| 全 般 | |
|------------------|---|
| 対象の明確化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 鎮魂の森は、町民向けの場なのか、観光客向けの場なのか。 |
| 周遊動線の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 鎮魂の森を周遊できる園路があると良い。 ・ 吉里吉里釜石線の両側で、分断されないよう、郷土財活用エリアも含めた動線が確保できると良い。 ・ 防潮堤の上を連続的に歩けると良い。蓬莱島の方まで歩ければ、良い観光コース、散歩コースになるのではないか。 |
| 利用目的に合わせた園路の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ サイクリングコースがあると良い。 ・ 園路は、車いすや高齢者の方でも移動しやすいものが良い。 |
| 人を呼び込む工夫 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 来町者が鎮魂の森に行きたくなるような仕組み作りができれば良い。 ・ 大槌駅で降りた来町者が鎮魂の森に向かうような工夫があると良い。 ・ 岩間正男氏の作品を設置してはどうか（ただし、貴重な作品なので、設置は浸水区域外が基本）。 ・ 防潮堤や周遊動線上に、ひょっこりひょうたん島のキャラクターのモニュメントを点在させて、観光名所とする。 ・ 道路沿いをライトアップして、観光名所とする。 |
| 給排水系統の処理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 水路について、地球の自転に沿って流れをつくる方が水のよどみがなくなる。この場合、小鍬川ではなく、大槌川から水を入れた方がよい。これは毛越寺でも実証済みのこと。 ・ 大雨の際、市街地側で水があふれた場合、鎮魂の森に流入する不安があるので、排水対策を考えるべき。 ・ 水路は大きめに設置して、排水をしっかりとできるように整備すべき。 |
| 仮設住宅に寄贈された地藏尊の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 鎮魂の森は、仮設住宅にある地藏尊の置き場として活用することができるのではないかと？新しいコミュニティーの場になるのでは。 ・ 地藏尊は、誰もが自然に手を合わせられる存在であり、鎮魂の森に置くものとしてふさわしい。町内全ての仮設住宅の団地ごとであり、全部で51体。仮設住宅の取り壊し後は、鎮魂の森に置いてほしい。 ・ 粗末にはできないので、鎮魂の森に有志が設置できるスペースを設ければいいのでは。 ・ 案内板的な形で使える。同じ地藏尊でも団地ごとに前垂れや祠などの工夫が見られるので、これを一団としてまとめることにより、仮設住宅があったという事実や当時の思いもつなぐことができるのでは。 ・ 地藏尊が50体並ぶのは、夜間や子供からするとと少し怖いかもしれない。 |

① 追悼の場

追悼の場のあり方

- ・特定の犠牲者へ祈りを捧げる場でないとするのであれば、“追悼の場”の名称自体を再検討することも考え得る。
- ・来町者の立場に立った際、この場所に祈れる場所があると立ち寄りやすいかもしれない。
- ・日本庭園風なものを造り、天災等を鎮め、祈りの場となるようなつくりにするべきでは。
- ・震災前に御社地にあったようなものがよい。祈りの場は見えないエリアではなく、皆からも見える場として設置すべき。
- ・追悼の場は高い位置に設置すべき。
- ・なんとなく、祈る場は上がっている方がよい。
- ・新しくつくる祈りの場。みおろすのは良くない。
- ・行方不明者の親族には、祈りの場や海に向かって祈りを捧げる場（望海の場）に期待している人もいるかもしれない。
- ・追悼の場を低くする案の、干満を感じられるつくりはおもしろいと思う。
- ・追悼の場を低くする場合、大潮のとき水没してしまわないか心配である。
- ・干満を活かす設えにしつつ、水面以外の部分は高さを上げてはどうか。

祈りの方向

- ・どちらに向かって祈るのが良いだろうか。
- ・犠牲になられた多くの方が眠る場所、また津波が来た方向である海に向かって祈るのが良いのではないか。

祈りの対象

- ・記名板に対しては、様々な考え方があがるため、人の目に触れる形で置くのは難しいだろう。
- ・記名については、それぞれの想いや考えがあるので、決めるのは難しい。検討を続ける必要がある。
- ・犠牲者の記名碑等は、もっと遺族の方の意見を聞いて検討した方がよい。
- ・世代が変われば記名に対する考え方も変わる可能性がある（今すぐに決めなくても良いのではないか）。
- ・浸水区域に犠牲者の名前を刻むということは、亡くなった方々をもう一度被災させてしまう可能性があるということだ。
- ・記名板を設置するとしたら、浸水域でない方がよい。
- ・祈りの対象として、記名板でなくても、石碑があれば良いのではないか。
- ・3.11に光る灯台のモニュメントを置いてはどうか。
- ・3.11の地震発生時刻等に鳴らす、鐘があってもよい。
- ・3.11からの時間の経過がわかるモニュメントを置いてはどうか。被害と教訓、復興への想いの両方を伝えられるのではないか。
- ・震災前を思い出せるようなものがあるのもよい。
- ・震災の被害を伝承するものとして、がれきを活用したモニュメントを置いてはどうか。
- ・ガレキに何があったかを刻むのもよい。
- ・更新型のモニュメントも考えられるが、現時点ではまだそれを支えるだけのコミュニティが形成されていない。

| |
|---|
| ② 復興の広場 |
| 復興の広場のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・お年寄りが孫などに震災のことを語れるような場所であると良い。 |
| 子どもたちの遊び場の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・大槌には、子どもたちの遊び場が少ない。鎮魂の森に子どもたちが遊べる場所があると良い。 ・子供たちが水遊びできるスペースが必要。大町公園にあった。 ・都会の公園で人気のある、子どもたちが遊べる噴水があると良い。 ・子どもの遊び場として、広場、遊具、ステージが必要だと思う。 ・サッカー等ができるスペースはあるか？遊具もいいが、体を動かすことができるスペースが必要。 ・河口周辺は鳥が集まる場。遊具だけでなく、野鳥等を観察できる場にもできると思う。 ・子供たちが木登りや木の実拾いに来るような場にしてほしい。 ・復興の広場は、緩やかな起伏があっても良いのではないかな。楽しい遊び場になると思う。 |
| イベントスペースの確保 <ul style="list-style-type: none"> ・コンサートやお祭りなどイベントができるステージがあると良い。 ・ステージは常設であると良い。ステージとして使わないときには、クライミングウォール(ボルダリング用の壁)として活用できるのではないかな。 |
| ベンチの配置 <ul style="list-style-type: none"> ・ベンチの配置は難しい。初めは移動式でも良いのではないかな。 ・ベンチは、広場部分ではなく、広場を囲む円形の園路の外側にあると良い。 |
| 水辺空間のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・水場空間があるのは良いが、安全性への配慮が必要だと思う。 ・水路に鮭があがる。それが見れると面白いのでは？ビオトープ的なものがないのではないかな。 ・汐入の場には鮭が遡上しない(死骸が生じない)ような配慮が必要 ・水辺のあり方は、郷土財活用エリアとつながりなどを考慮した方が良い ・線路より北側の水路とつなげられないかな。 ・どこかに浄土を意味するハスの花を植えられたら良い。 |
| ③ 花の森 |
| “市街地と鎮魂の森をつなぐ森”のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・線路沿いに上町まで桜などを植えることができれば鉄道利用客にも訴求効果期待できる。 |
| “四季の移ろいを感じることができる森”のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・四季折々の花が楽しめる空間は良い。 ・四季が感じられる木。植えて終わりにならないようにしてほしい。明るい森にすべき。 ・大槌はとても風が強い、植樹する木は、風の影響を受けない強風にも耐えられる木、燃えない木とすべき。 ・具体的にはどのように四季の移ろいを表現するのか。花の森は、大きく3つのブロックに分かれているが、各ブロックで四季折々楽しめるようにするか、3ブロックで順番に見頃が移るようにするか、両方の考え方ができる。 ・広場の周辺の園路沿いに低木植栽があると、散歩して楽しいと思う。 |

| | |
|---------------|--|
| ④ 記憶の森 | |
| 利用イメージの明確化 | <ul style="list-style-type: none"> ・記憶の森の利活用のイメージはあるのか。散策等ができるとう良い。 |
| 松林のあり方 | <ul style="list-style-type: none"> ・マツを植えたら暗くなってしまうのではないか。暗い林にならないよう工夫してほしい。 |
| 様々な記憶の継承 | <ul style="list-style-type: none"> ・盛土には震災発生土を活用することに意味がある（被災者の財産の一部や行方不明者の持ち物等何かが含まれているのではないか、との考え）。 ・仮設に寄贈された地蔵尊は、森の中の園路沿いなどに仮設名を表示して設置してはどうか。 ・植栽は町民の手で行うことが重要だ（継続して足を運ぶ、高齢者にとっては生き甲斐になる）。 |
| 防潮堤の機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・盛土は防災機能（第二線堤としての機能）を持ち合わせなくても良いが、その旨明確にすることが必要。 |
| 耐久性、安全性の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・大槌はととも風が強い、植樹する木は、風の影響を受けない強風にも耐えられる木、燃えない木とすべき。 |
| ⑤ 望海の場 | |
| 望海の場のあり方 | <ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者の遺族には、祈りの場や海に向かって祈りを捧げる場（望海の場）に期待している人もいるかもしれない。 |

【参考資料⑤】 計画地の敷地分析

(1) 計画地および周辺の歴史的経緯

大槌町の町方地区は、豊富な湧水にも恵まれ、古くから町が形成され、江戸時代には街道筋の町として、代官所も設けられていました。

近代では、戦前の山田線開通や、釜石市のベッドタウンとしての住民の増加などを背景に、市街地は徐々に海側へと拡大していきました。計画地一帯も砂浜や湿地の埋め立て、河川改修などによって市街地化が進んだ箇所にあります。



写真 計画地一帯のかつての状況

(2) 計画地及び周辺の震災による被害・変化の状況

東日本大震災の津波によって、防潮堤や計画地一帯の土地は著しく浸食を受け、建ち並んだ家屋なども一部の堅牢建築物を除いて大半が流失または焼失するなど、甚大な被害を受けました。

また、地震は地盤沈下も引き起こしましたが、これによって計画地付近にはかつて存在した湿地や湧水(自噴井)環境が再生し、湿地には新種のイトヨの発生や希少な植物種の生育も見られるようになりました。



写真 計画地及び周辺の震災による被害・変化の状況

写真②～③出典：
「平成28年度大槌町郷土財活用県等業務報告書」
(平成29年3月 大槌町)

(3) 関連事業の状況(計画の前提条件)

計画地およびその周辺では、様々な災害復旧、震災復興事業が行われており、鎮魂の森は、これらの事業を前提に計画しています。

主な事業の概要及び事業区域等は以下の通りです。

① 土地区画整理事業等(町・県ほか事業)

著しく被災した町方地区のうちJR山田線より北側を2～3m程度かさ上げ(盛土)してより安全な市街地にします。かさ上げ工事はすでに完了し、家屋や商業施設、災害公営住宅、その他公共施設等の建設がはじまっています。

② 防潮堤・河口水門(県事業)

被災前の防潮堤(高さ6.4m)とほぼ同じ位置に、高さ14.5mで整備されます。また、大槌川、小鎧川の河口には、あわせて水門が整備されます。現在、水門の工事が進められており、その後防潮堤の工事が始められる予定です。

③ 郷土財活用エリア(町事業)

町方地区では、古くから生活資源として活用されてきた湧水や、イトヨに象徴される多様性に富んだ自然環境が見られます。町ではこれらを郷土の財産、「郷土財」と位置づけています。災害危険区域(JR山田線より南側のかさ上げしない区域)を対象に、鎮魂の森や運動施設、産業施設用地などとあわせて「郷土財活用エリア」として整備を目指しています。

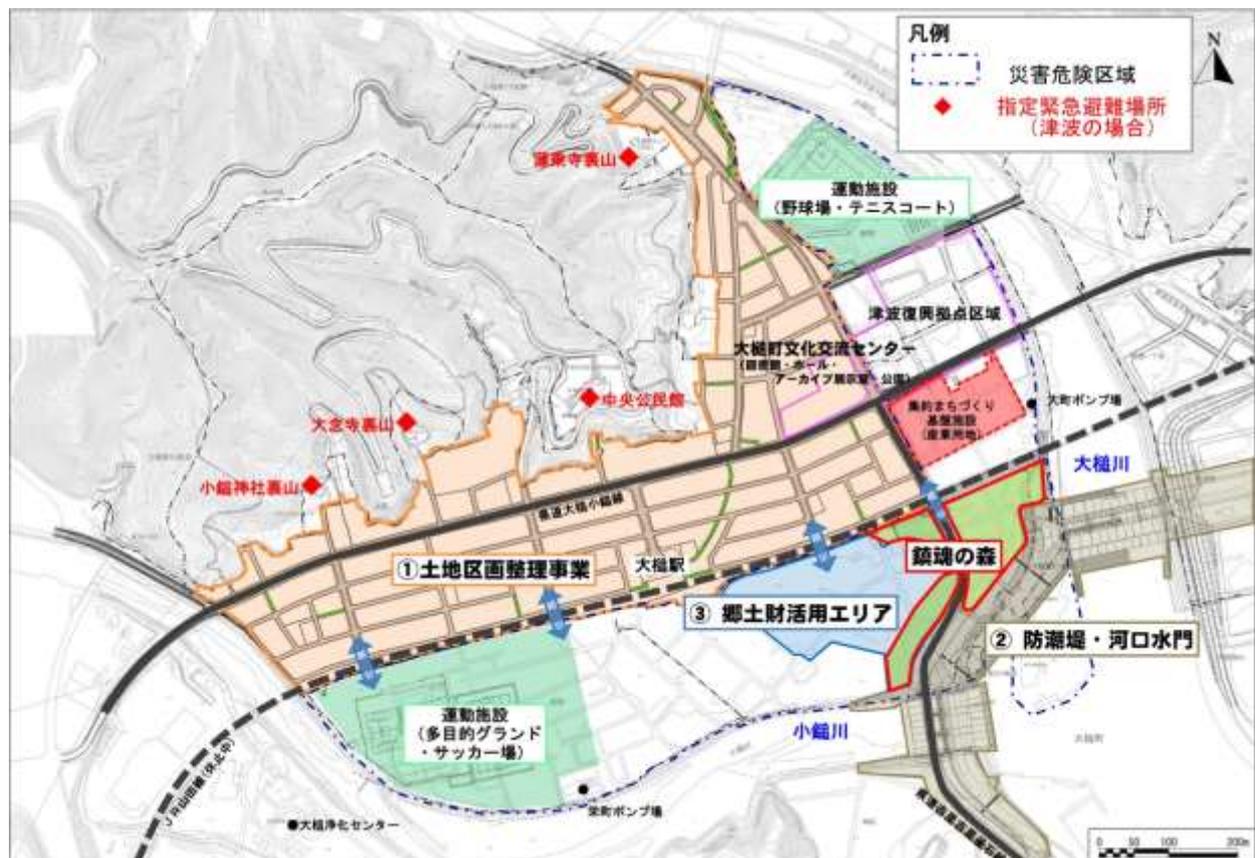


図 関連する災害復旧・震災復興事業等の位置



大槌町総合政策部 総合政策課

岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号 (〒028-1192)

TEL : 0193-42-8724 (直通)